

特261  
644

3  
2



始



持267 3

644 2



符261  
644



京都參陵會誌

號度五十五正六



神 勅

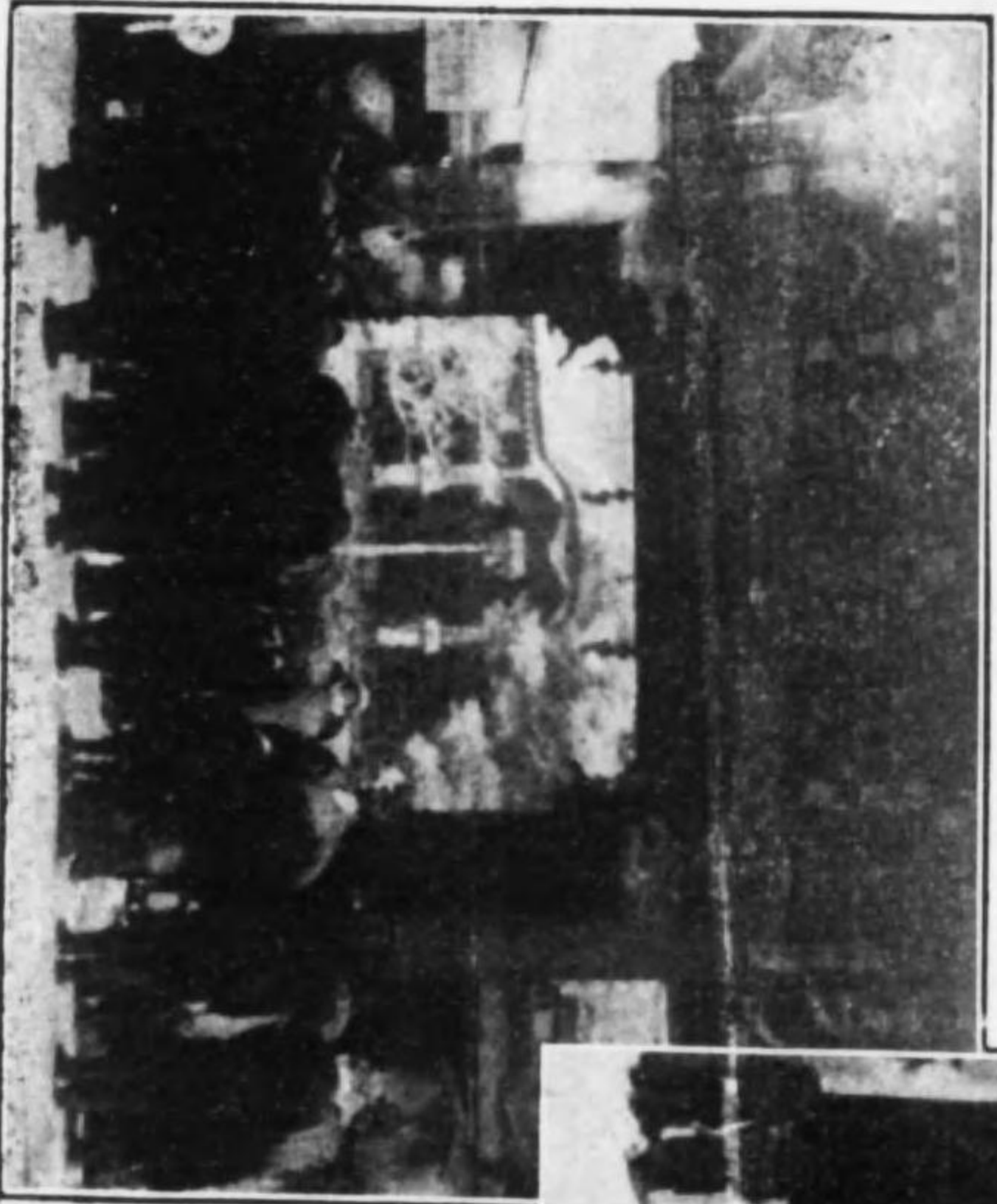
葦原千五百秋之瑞穂國<sup>アシハラノチイホアキノミツホノ</sup>是<sup>レ</sup>吾子孫可<sup>レ</sup>王<sup>タル</sup>之地也宜<sup>ニ</sup>爾皇孫就<sup>ユイナ</sup>而治<sup>ス</sup>焉  
行矣寶祚之隆當<sup>下</sup>與<sup>ニ</sup>天壤無<sup>上</sup>窮<sup>マ</sup>者矣

勅 語

朕惟<sup>フ</sup>我<sup>カ</sup>皇祖皇宗國<sup>ヲ</sup>肇<sup>ム</sup>ルコト宏遠<sup>ニ</sup>德<sup>ヲ</sup>樹<sup>ツ</sup>ルコト深厚<sup>ナリ</sup>  
我<sup>カ</sup>臣民克<sup>ク</sup>忠<sup>ニ</sup>克<sup>ク</sup>孝<sup>ニ</sup>億兆<sup>ノ</sup>心<sup>ヲ</sup>一<sup>ニ</sup>シテ世々<sup>ノ</sup>厥<sup>ノ</sup>美<sup>ヲ</sup>濟<sup>セル</sup>ハ此<sup>レ</sup>  
兄弟<sup>ニ</sup>友<sup>ニ</sup>夫婦<sup>相</sup>和<sup>シ</sup>朋友<sup>相</sup>信<sup>シ</sup>恭儉<sup>己</sup>レ<sup>ヲ</sup>持<sup>シ</sup>博愛<sup>衆</sup>ニ及<sup>ホ</sup>シ學<sup>ヲ</sup>  
修<sup>メ</sup>業<sup>ヲ</sup>習<sup>ヒ</sup>以<sup>テ</sup>智<sup>能</sup>ヲ啓<sup>發</sup>シ德<sup>器</sup>ヲ成<sup>就</sup>シ進<sup>テ</sup>公益<sup>ヲ</sup>廣<sup>メ</sup>世務<sup>ヲ</sup>開<sup>キ</sup>  
常<sup>ニ</sup>國<sup>憲</sup>ヲ重<sup>シ</sup>國<sup>法</sup>ニ遵<sup>ヒ</sup>一旦<sup>緩</sup>急<sup>アレ</sup>ハ義<sup>勇</sup>公<sup>ニ</sup>奉<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>天壤<sup>無</sup>  
窮<sup>ノ</sup>皇<sup>運</sup>ヲ扶<sup>翼</sup>スヘシ是<sup>ノ</sup>如<sup>キ</sup>ハ獨<sup>リ</sup>朕<sup>カ</sup>忠<sup>良</sup>ノ臣<sup>民</sup>タル<sup>ノ</sup>ミナラス  
又<sup>以</sup>テ爾祖<sup>先</sup>ノ遺<sup>風</sup>ヲ顯<sup>彰</sup>スル<sup>ニ</sup>足<sup>ラン</sup>  
斯<sup>ノ</sup>道<sup>ハ</sup>實<sup>ニ</sup>我<sup>カ</sup>皇祖皇宗<sup>ノ</sup>遺<sup>訓</sup>ニシテ子孫<sup>臣</sup>民<sup>ノ</sup>俱<sup>ニ</sup>遵守<sup>ス</sup>ヘキ所<sup>也</sup>  
之<sup>ヲ</sup>古<sup>今</sup>ニ通<sup>シ</sup>テ謬<sup>ラス</sup>之<sup>ヲ</sup>中<sup>外</sup>ニ施<sup>シ</sup>テ悖<sup>ラス</sup>朕<sup>爾</sup>臣<sup>民</sup>ト俱<sup>ニ</sup>拳<sup>々</sup>  
服膺<sup>シ</sup>テ咸<sup>其</sup>德<sup>ヲ</sup>一<sup>ニ</sup>センコトヲ庶<sup>幾</sup>フ

明治二十三年十月三十日  
御名 御璽

前午日三十月二十年五十五正大  
癒平御醫御下陸上聖 時一十  
C下)拜參社神野北×爲ノ願祈



時十前午日六月二十年四十五正大  
發會本ニ並願祈産安御下殿孫皇  
C上)拜參陵御山桃×爲ノ告奉會

序

謹で按ずるに、京都市が帝都と奠められてより、千百餘年其の間列聖の此の地の市民を愛撫し給ふこと、極めて深く、京都は常に皇室の御庇護により、文學、美術、工藝の淵藪として、無比の發達を遂げたるのみならず、或は天災地變にて市民の困難するに當ては、使を遣はし、内努の金穀を賑恤せられたる等、枚舉に遑あらず、况んや、明治大帝時勢の趨勢に應じ、新に江戸を以て都と奠め給ふも、遂に遷都の詔を仰せ出されず、却て、皇室典範の御制定に依り、永く儀禮上の帝都と定め給へるのみか、常に特別の眷顧を此の地に垂れ給へり、而して列聖の御靈多くは此の地に鎮ります、本市に住するもの誰れかは皇廟に詣で、聖恩の厚きを偲び奉らんを欲せざる者あらん、然れども未だ其の機會を得ざりしならん、偶々一岡平三良君等有志によつて參院會を組織し皇陵の巡拜をなさんと企圖す今や國民道徳の養成愈々急なる時此の計畫は寔に其の當を得たるものと云ふべく、會員名簿を見るに、何れも本市實業界に於ける知名の士にして、隨て其の感化の及ぼす所極めて大なるものあるべしと云ふべし。

今回發會滿一週年に當り、會誌を刊行して會員諸君の巡拜の跡を追憶の資となし、且つ弘

く有志に頒布して、参拜希望者の参考資料に供し皇陵巡拜の道を開かんとす。本會が彌々隆盛に赴きつゝあるは、國家の爲め慶賀の至りに堪へざるなり。

抑も萬世一系の皇室を戴く我邦にありては、山陵は則ち宗廟なり、之れを敬し、之れを崇はざる可からざるは言を俟たず、純真なる心情を以て、皇陵を拜し直ちに我が皇祖皇宗の神靈に謁し、惟神の靈光を感受せんか、世道人心修養上是れに如くはなし、殊に近年國情を異にせる、海外思想の侵入しつゝある秋に當り、我が國に於ては皇陵に鎮まり座す、大御靈を中心として、敬神崇祖の念を涵養し、吾人は萬邦無比の皇室を戴く大日本帝國臣民たるこゝを意識し、活動進展せんこゝ洵に急務なりと謂ふべし、冀くは實踐躬行以て本會の趣意を湖江に知らしめ其の徹底を圖らんことを

神武天皇即位紀元二千五百八十六年十二月六日

陵墓守長 大槻岩治郎

### はしがき

私は大正十年頃から、陵墓監兼内匠寮京都出張所長植松閣下のお伴をして大槻先生等と大河内地方の御陵を數回に亘つて参拜させて戴きましたが、齊戒沐浴して、親しく皇祖皇宗の神陵に謁した、刹那腦裡に響く靈光に身も心も清められ、純真な人間になつた様な氣持になりました、この様に誠の心の鏡に映する國柄は、我が國において、外に見るこゝの出来ない現象で、自然に敬神崇祖忠君愛國の志も湧き出ます、これが三千年來の我が國民思想の中核となつてゐるので、世界無比の國體をなした譯かま存じます、隨て人格修養の上からも、子孫への教訓の上からも、参陵ほど結構なこゝは外にないと思つておりました、それで是非共續けて参拜させてゐただきたいと思つてゐましたが、勝手な申分ではありませんが毎日の業務に忙殺されてゐる私共としては、機會がないとどうも實行が困難であります、所が京都は皇室に最も關係の深いにもかゝらず私の寡聞は未だ京都に皇陵参拜會といふ様な機關があるこゝを聞きませぬ（あるかも存じません）のは誠に不思議にも思ひ且つ遺憾に堪へない次第で微力ながら参陵會を組織して同志の方々と共に巡拜を續けたいと思ひ立ち前記の方々に御相談申上げました所、非常なる御厚意を以て、多大の御援助を給

はり、且つ本會の顧問たることを承諾下さいました一方有志の方々に語りましたところが、忽然として、多數の會員を得ました、何れも熱烈な皇室尊敬祖先崇拜家で、これ等の人々の活躍は思想善導の上からも、大なる力のあること、存じまして眞に欣喜の至りに堪へない次第であります。

時恰も大正十四年十二月は、皇孫殿下御降誕の月で臣子として、奉祝の誠意を捧ぐるに此の日を記念して、皇孫殿下御降誕記念京都參陵會と命名して、十二月六日午前十時伏見桃山陵に皇孫殿下御安産祈願並に本會發會の奉告の爲め參拜を致しました、茲に始めて本會が生れ出た様なわけであります、其の後本會顧問特別會員諸賢の御聲援と、會員諸君の熱誠によつて巡拜の回を重ねるこゝ十一回實に四十五聖陵に參拜し、會員も續々増加しつゝあることは、國家のため同慶に存じます、就きましては會則によつて會誌を發行して経過を記録し且つ御聖徳の一端を記し奉り、皇恩の厚きを偲び奉る資料とし且つ又參拜希望者の便を考へ、參拜案内を附記して會員は勿論弘く預ちて本會の趣意普及の助けにもなれば幸甚に存じます。

最後に本會名譽顧問子爵植松雅道閣下が本會創立の當初より特に御懇篤なる御援助を下されて本會の發展上に常にお心を添へて下さるこゝは會員一同の深く感謝措く能はざる所で

あります。

特別會員顧問從七位大槻岩治郎氏が發會以來御多用中にもかゝわらず本會の事業遂行上常に適切なる御計畫下され且つ本誌編纂に就ては特別の御盡力下され殊に我々の未聞の御事蹟等を發表せられ本會の趣意に適應した本誌の完成を見たることを茲に記して本會關係者一同の厚く敬意を表する次第であります。

大正十五年十二月六日

一岡平三郎申す

かしこくもよろすのくにたくひなき

君をいたゞく日の本の國

とくおきて朝風清くみさゞぎに

あゆみ運はん眞心こめて



## 第一回行程

明治天皇 桃山陵  
昭憲皇太后 桃山東陵

大正十四年十二月六日巡拜  
皇孫殿下御安産祈願  
本會發會奉告ノ爲メ參拜  
(紀伊郡堀内村)

六

天氣うらゝかなる春の花の霞は、秋の時雨と變じ緑したゝる夏の木蔭は枯骨現はして、嵐の弄ぶまゝに升年の三百六十五日もこゝ數日を餘すのみであるが、けふしも京都參陵會では桃山御陵に參拜の光榮をせめても今年の名残りにと一同歡喜の色を面にはれ、今朝の霜をふんで御陵勤番所に着き吉村陵墓守長殿の懇切なる御指揮に従ひ心ゆくまで皇孫殿下の御安産を御祈願申上げ本會の發會の奉告をすまし正午三條大橋で解散した。

## 御事蹟

本市が皇室の殊恩を蒙るこゝ無量、枚舉に遑あらず、殊に明治天皇昭憲皇太后本市のため軫倉被遊た御事蹟を一二を記し奉り御聖徳を偲び奉らん

明治天皇明治二年正月四日市民代表者(年寄)各町壹名宛を建禮門前に召され御紋章入の

天盆を下され御酒堂人に付き五合肴煮しめ三重を給はる是れを各町に持ち歸へり恩賜の酒肴を分つ、本市民の光榮何ものか是れに過ぎん、

二年車駕御東幸遊ばさるや、大政官も東京に遷さる、民心銷沈市運衰頹千載の帝都一朝にして廢都たらんこゝす、戸口も甚だしく減少、愈寂寥なるに及び明治四年市民代表者は府廳並に政府に請願して車駕の還幸を乞ふ然るに宇内の形勢は京都に還幸を許さず、代表者は止む事を得ず更に政府に米五拾萬石の永代貸下けを出願す、是によりて市運挽回策を講ぜんこゝせしなり、政府又之れを許さず。

明治天皇是れを聞き召され厚き思召を以て金五萬兩を内帑より御下賜せらる翌年又金五萬圓下賜せらる然るに當時之れが利用策なく其のまゝ府廳に保管して利殖をはかる、明治二十二年に元利合計約四十萬圓に達す。折柄京都府知事北垣國道氏第一回琵琶湖疏水工事を起し本市及近郷の交通運輸、灌漑、發電等の事業を計畫し本市の發展を圖ると雖ども經費百五十萬圓の多額を要することゝて苦慮甚し則ち前記恩賜金を以て其の基金に編入す此に於て疏水工事完成し、開通式を擧ぐるや明治天皇親しく臨幸せらる。

本市が東洋に於て、最も早く電車を運行し、電燈淨水等の文明の恩恵に浴するも其の原動力は疏水工事完成の賜ものにして而して其の基本資金に明治天皇の本市に對する特別の思

七

八  
召による多額の御下賜金ありき我等本市に住するもの、忘るべからざることならずや。  
國運の興隆は人材を養成するより先きなるは莫なし、人材を養成するは教育事業の振興に  
あり本市が明治二年未だ學制の發布せられざるに先だち本邦最初に小學校六十四校を開設  
したるは、之れ又皇室の殊恩に當局の畫策に市民興つて教育の必要を認め翼賛せしにあり  
明治天皇特に本市の教育振興に關しては軫念被遊明治五年六月車駕本市學校に臨幸、親し  
く教育の實際を天覽あらせ給ふ一國の元首が親しく一小學校に臨み教育の實況を視察せら  
れたるは歐米各國にても耳にせざる所なり斯かる光榮を得たるは世界中獨り我が京都市  
のみなりといふべし。而して六月左記の御沙汰書を各學校に賜はる。(全國小學校中本市  
のみ)感激の至りに堪へざるなり。

御沙汰書

學校建築人民教育方行届

御満足被

思食候尙此上勉勵可致旨

御沙汰ニ候事

壬申六月三日

今般  
御入京府應及び學校女紅場等へ  
臨御府治之方法學童の檢査等  
天覽被爲在府知事別紙之通蒙  
賞詞候者則一府並管内之譽たり抑  
政治之要旨は官民心を一にして共  
に 朝旨を奉戴し盛んに經倫を行  
ひ永く土地之繁榮を計るにあり  
御賞詞已に教育方行届と仰出さ  
れしは汝等能く府應之令を奉し  
朝廷の 御趣意に協ひし所以とい  
ふべし希くは彌以怠りなく更に勵  
精進歩して人材を發育し土地を隆  
盛し海内に先たち富強の御基礎を  
助け奉るの實効を擧げ深き國恩に  
報ひ厚き 朝旨に對へ奉らん事を  
要す勉めよや  
明治五年  
六月 京都府

明治十年二月四日明治天皇帝御駐紮中初音小學校へ御臨幸の御沙汰ありしが御都合にて有栖川一品熾仁親王御代覽あらせらる。

明治十年二月畏くも明治天皇獎學の思召によりて龍池小學校に行幸あらせらる可き旨御沙汰ありしが俄に御延期仰出され御名代として大勳位山階宮光親王殿下御成りの榮を蒙り親しく生徒の學業を御巡視あり恩賜金を下賜せらる。

明治十年六月二十八日明治天皇尙德校へ御臨幸親しく教育の實際を天覽あらせ給ふ、御陪乘は宮内卿德大寺實則公にして、太政大臣三條實美公宮内省輔杉孫七郎子を以下侍從侍醫侍從武官等供奉す、午前十時京都御所御出門近衛騎兵前後を警護し府知事横村正直大書記官國重正文等先導講堂の玉座に御少憩の後、各教室に臨御凡そ十分間づ、學習の實際をみそなはせられ、種々教育上の御下問あり、再び玉座にて御少憩の上御晝餐をきこしめされ龍顏麗はしく還幸仰出されて後、區長及教員へ酒饌料を、生徒一同へ書籍料を下賜せられたり。同日初音小學校に親臨教育の實際をみそなはせられ恩賜の光榮に浴せしこそ尙德校に同じ

尙ほ本府中學校及女學校等にも親しく御臨幸又は皇族を代覽に差し向けられ本府子弟教育の實況をみそなはせらる本府民等、感激措く能はざる所なり。

明治五年五月 本府唯一の中學校（今の一中）へ明治天皇親しく臨御し給ひ、生徒の授業を天覽あらせられ、時に知事に對して、學校建築、人民教育、行届方御満足被思召、此上勉勵可致旨御沙汰あり。且教師並に生徒に御下賜品あり、（第一期二條城北時代）

同 十年二月 明治天皇再び同校に臨御あらせられたり。外國教師及生徒に至る迄各御下賜品ありたり。（第二期舊京都守護職邸舎時代）

同 二十年二月一日 明治天皇第三回目の臨御あり、有栖川宮殿下を始め、伊藤内閣總理大臣德大寺侍從長及近衛將校等供奉せり。各教室御巡覽の後校庭に於て歩兵教練を贊はせられ、校舎の設備、學業の進歩に就て特に褒詞を賜ひ、且教員及生徒に御下賜品ありたり。當時久邇宮邦彦王殿下は本校に在學ましませしなり。（第三期寺町時代）

京都府立京都第一中學校沿革による

昭憲皇太后又本府女子教育に特に御心をかけさせられ當時京都唯一の女學校（今の府立第一高等女學校）明治十年二月五日英照皇太后と御同列にて親しく生徒の學業を贊はせられ生徒に褒賞を賜ふ。學事關係者一同に御下賜金あり。明治二十年二月二日再び皇太后臨御生徒の學藝を台覽あらせられ、御下賜金あり、二十三年四月二十七日三度臨御生徒の學業

を台覽御下賜金あり三十四年四月二十七日四度行啓、三十六年五月八日五度行啓長くも「教育の行届きたるを御満足に思召す旨」御令旨を給ふ

一一

## 第二回行程

(大正拾五年一月巡拜)

### 明治天皇桃山陵

(紀伊郡堀内村)

天皇御諱は睦仁、孝明帝第二の皇子慶應三年御踐祚、明治元年御即位、在位四十五年にして、七月卅日崩御。聖壽六十。大正元年九月拾參日伏見桃山陵に奉葬す。明治大帝の御聖徳を仰ぎ、叡聖文武と云ひ、聰明睿智と云ふ、或は又允文允武、不世出大帝と奉頌する、未だ盡きざる所ある者の如し。凡そ人として、苦樂勞逸のために、其の心を動さざる者なく、古聖哲人雖之れが爲めの故には、一喜一憂するを免れず、而も謹んで惟みれば、明治大帝には、斯勞逸苦樂を超越し給ひ、御自身の爲の故には、嘗て一度も避暑避寒は勿論、賜飾の他、詩歌管絃の雅遊すら、御催しに成りし例しを聞かず、春風秋雨四拾有餘年の永き日々夜々、只邦家の前途と人民の禍福を念とせらるゝの外、毫末も御宸衷に登せ給ひし事なかりしが如し、是實に肉身の現神にして、所謂神聖は、寔に先帝陛下の謂な

り、登遐前僅に旬日、學校卒業式に臨御せらるゝや、氣息の促迫甚しく御惱のたゞならざりしを拜承し、撫育の大任を果し給はん爲には斯くまで御堅忍遊ばされし御聖徳を拜し、或は常御殿の襖、障子、敷物等の實際を拜承し、御儉徳の尊きを拜する者、國民誰か感泣せざる者あらん。先帝陛下は誠に實在の現神なり、斯く現神に御在ましゝが故に、御製の和歌一として、邦家民人を御軫念より離れしことなし

暑しきも言はれざりけりにかへる水田に立てる賤を思へば

桐火桶かきなでながら思ふかな隙間おほかる賤が伏屋を

罪あらば我をしがめよ天つ神氏はわが身の生みし子なれば

夏の夜もねざめかちにそあかしける世のため思ふこと多くして

千草ふる神ぞしるらん民のため世を安かれと思ふ心は

さし／＼におもひやれきも山水を汲みてあそばん夏なかりけり

四方の海みなはらから思ふ世になと波風のたちさはぐらん

御在世中の御製盡く皆此類にして、一も聖躬の御身邊に關するものなし又其御製は自然に聖物を衝て發し、世の苦吟するものに異り、故に御製は夥しき數にして、御在世中六七萬の多きに達せり承はる、少なくとも先帝の御氣息を被むり、稜威を仰ぎたるもの、御聖慮

一三

の一端を體認せずして可ならんや

一四

### 昭憲皇太后桃山東陵 (同上)

昭憲皇太后は明治天皇の皇后、諱は美子初め富貴君又は壽惠君と稱し、改めて勝子と稱す。左大臣一條忠香の第三女、養母は順子女王。嘉永三年庚戌四月十七日(五月二十八日)を以て御誕生、明治元年十二月入りて、女御となり即日立て皇后と成る、時に御年十九。大正元年壬子七月皇太后と成り、三年甲寅四月九日葉山御用邸に崩す。壽六十六。越て十一日東京青山御所に遷御大喪を發せられ、九日昭憲皇太后と追號す、五月廿五日伏見桃山東陵に葬る、皇后貞淑にして温良最も慈仁に富ませ給ふ。和歌をよくし天皇と共に日々詠じ給ふ。歌十首乃至廿首高崎正風に拜見仰せつけられたるのみにても、二萬五千首に及びりといふ。

三十七八年役の際の御詠に

たのもしき何はあれども戦ひに、かたでやまぬ大和たましひ

戦のかちのたよりを聞くたびにみいくさ人の身を思ふかな

あて人も心あわせて國のためいたておふ身をもる世なりけり

### 桓武天皇柏原陵 (紀伊郡堀内村字永井久太郎)

御名は山部王日本根子皇孫天皇又は柏原天皇とも稱する、光仁天皇の長子で第五十代の天皇である天平九年御誡實繼元年親王と成られ三年光仁天皇の皇太子となられ天應元年四月禪を受けて位に即かせ給ふた、天皇深く東夷の叛伏常ないのを憂ひ延暦四年紀古佐美を征東大使として之を討たしめられたが効なく更に十六年坂上田村麻呂を征夷大將軍として之に向はしめた、田村麻呂驍勇で智略があり能く其の任を完して蝦夷の地悉く王化に服し東陸初めて靜かなることを得た、天皇又平城の地の規模少であるを遺憾させられ更に舊都舊家の勢力圏外に新政を布かんことを思召しから遷都の地を求めて一時山城乙訓郡長岡に都を奠め給ふたれども經營十年にして尙完成せず、遂に延暦十二年葛野郡宇太野の地を相し、秦氏(當時秦氏は今の葛野郡太秦の地に蟠居して居た)の助力を以て新都を經營し翌年都を遷され平安城と呼んだ、爾來一千餘年の帝都となつた今の京都は即ち之である。天皇在位二十五年號を立つるこゝ一回。御壽七十にして崩御せられた。平安神宮に天皇を祀る。

一五

### 後崇光院天皇松林寺陵

(伏見町字丹後)

御名貞成、後崇光は其の諡號であつて、崇光天皇(後伏見天皇の皇孫)の御孫、伏見宮兼仁親王の第二皇子で後花園天皇の御父である。文中元年三月御誕生で應永十八年冠し、兄治仁親王薨去によつて其の後を嗣ぎ三十二年四月後小松上皇宣下して親王させられた。時年五十四、稱光天皇が御病氣であつたが爲めに貞成親王が大統を承けさせらるるも傳へられた。

因て後小松上皇は貞成親王の御子後の後花園天皇を養つて子とし給ひ、稱光帝大漸に及んで後花園天皇御即位あらせられ文安四年十一月尊號を上つて太上天皇といふことになつた。

### 光明院天皇 大光明寺陵(紀伊郡堀内村字泰長老)

伏見桃山驛の附近にあり、此地こそ昔の宇治の指月の地なれ。圓墳にて兩帝の陵なり。光明帝は北朝の帝なり、御名豊仁後伏見帝の第二子光嚴院の同母弟後醍醐帝の南遷の後足利尊

氏之を立つ、在位十二年薨髪して僧となり、康暦二年崩す壽六十。崇光帝は北朝の帝なり御名興仁又益仁光嚴帝の太子なり。光明帝の禪をうけて立つ、在位三年應永五年崩す。嘗て南朝の兵起り光嚴光明二上皇を擁して去るや、帝を河内東條に幽す帝樂まず、乃ち髪を剃て佛に歸せり

#### 附近名蹟

乃木神社 陸軍大將乃木希典伯を祀る 村野山人の建設する所  
御香宮 仲哀應神、神功外六柱の神鎮座す清和天皇貞觀四年九月社内に香水湧き出したる所から御香宮と稱す、表門は伏見城の遺物で特別保護建造物である。  
黄檗山萬福寺 隱之禪師の開基明州黄檗山萬福寺に模して建立、一山全くの支那風儀に依る當山は眞に堂々たる大伽藍と特異なる風儀を歴史によりて世に知らる

### 第三回行程 (大正十五年參月巡拜)

#### 四條天皇月輪陵 (泉涌寺内)

四條天皇諱は秀仁。後堀河天皇の御子。御母は藻壁院尊子關白九條道家の女寛喜三年辛

卯二月十二日御降誕。四月親王を爲り、十月立て皇太子となる。

貞永元年壬辰十月四日禪を受け、十二月五日、太政官廳に於て位に即かせ給ふ。御年二十三。仁治二年辛丑十二月藤原彦子攝政九條教實の女を納れ女御となし、三年壬寅正月九日崩じ給ふ。在位十年。改元するもの六、天福、天曆、嘉禎、曆仁、延應、仁治と云ふ。

### 後水尾天皇月輪陵

(同上)

後水尾天皇諱は政仁。後陽成天皇の第三子。御母は女御中和門院萬子。慶長元年丙申六月四日を以て御降誕。十六年辛亥三月二十七日祚を踐み、四月十二日紫宸殿に於て位に即き給ふ。時に御年十六。元和六年庚申六月徳川和子將軍秀忠の女を納れて女御となし、寛永元年甲子十一月、立て、中宮となす。六年己巳十一月八日位を皇女に讓る。在位十八年。改元するもの二、元和、寛永と云ふ、延寶八年辛巳八月十九日崩す。壽八十五。閏八月八日月輪陵に葬し奉る、陵は高さ十九尺九重の石塔なり。

天皇御即位の初め、徳川家康奏請して皇居を修め、三十七諸侯及び大阪に課し、各地を分ちて經營せしめ、又遠國の諸侯に命じて役銀として一坪に付二百五十錢宛を納めしめ、京都の町人をして人夫を出さしめ、慶長十八年癸丑に至りて初めてなる。殿閣樓門、殆んき

舊時の觀に復す。十一月天皇天文博士安部久脩に勅して地鎮祭を行はしめ、十二月八日より三日間、神祇少副卜部兼治に命じ、神道護摩法を宮中に修せしめ、十二日内侍所を徒し十九日天皇は新宮に、後陽成天皇は櫻間にて、天皇踏歌の節會を興し、准后及び親王の爵祿を定め給ふ。

家康又た騷亂の爲に散佚したる御府の文書、寶器を檢し、搜索して之を獻じ各地に流失せる公卿を復歸せしめたり

### 明正天皇月輪陵

(同上)

明正天皇諱は興子。初め女一宮と稱す。後水尾天皇の第二女。御母は東福門院和子。元和九年癸亥十一月十九日を以て降誕。寛永六年己巳十一月八日祚を踐み。七年庚午九月十二日紫宸殿に於て位に即き給ふ。時に御年甫めて八歳。二十年癸未十月三日位を讓る。在位十四年。元祿九年丙子十一月崩す。壽七十四。越えて二十五日月輪院に土葬し奉る。陵は高さ十六尺九重の石塔なり

### 後光明天皇月輪陵

(同上)

後光明天皇諱は紹仁。後水尾天皇の第三子。御母は准三宮壬生院光子。寛永十年癸酉三月

十二日を以て御降誕。二十年癸未十月三日祚を踐み。十一月二十一日紫宸殿に於て位に即き給ふ。時に御年十一。庭田秀子右近中將庭田秀家の女を納れて典侍を爲し承應三年甲子九月二十日崩す。壽二十二。在位十一年。改元するもの三。正保、慶安、承應云ふ。天皇英敏にして宏度なり。學を好み大義に通ず嘗て侍講に勅して程朱の新經を進めしむ。侍講對て曰く、經筵の例漢儒の古註を用ふ、天皇曰く、其善なるものを撰びて之に従ふ。何ぞ新古を問んや。又常に皇室の陵夷を慨し謂らく公卿文弱に流れ以て皇室の衰微を致す。訶藻に溢するの弊其一に居るこ。和歌を斥けて詠し給はず。後水尾上皇曰く和歌は我朝の古典なり。學ばざるべからずこ。天皇即ち十首を獻す。上皇未だ讀み了らざるに又十首を詠じ給ふ。上皇歎じて曰く、此の如くんば學ばざるも可なりこ。

天皇の崩するや、朝議舊典に依り將に茶毘に附せんとす。魚商八兵衛なるものあり。之を聞き哭して曰く、火葬は聖天子の意にあらず。聖天子嘗て之を停めんこ欲す。今安ぞ其惡む所を以て其終りを送るべけんやこ仙院後宮百執事の間に奔走し、火葬を廢せんこを請ふ。聞くもの爲に容を動す。朝議之を入れ遂に火葬を廢す陵は高さ十七尺の九重石塔なり

### 後西大皇月輪陵

(同上)

後西院天皇諱は良仁。初め秀宮と稱す。後水尾天皇の第六子。御母は逢春門院隆子。贈左

大臣権弼隆政の女。寛永十四年丁丑十一月十六日を以て御降誕承應三年甲午十一月二十八日祚を踐み。明曆二年丙申五月二十三日紫宸殿に於て位に即き給ふ。時に年二十。明子女王高松宮好仁親王の女を納れて女御となし、寛文三年癸卯正月二十六日位を皇太弟に讓る。在位九年改元するもの三、明曆、萬治、寛文と云ふ。貞享二年乙丑二月二十二日凝華洞に崩す。壽四十九。越て三月七日月輪陵に葬むる。陵は高さ十七尺の九重の石塔なり。寛文元年辛卯正月火を失し、大内に延焼す。天皇神器を奉じて照光院に幸し、後水尾法皇修學院に幸し、二月天皇權大納言藤原基熙の第に遷る。幕府修大内司を置き皇居の造營に著す。翌年京畿地大に震ひ假皇居及び二條城皆壞れ死傷算無し。幕府災異頻りに臻るを以て、天皇の缺徳に歸し、諷して位を讓らしむ。蓋し幕府天皇の英明父皇、兄皇に起させ給ふを忌み位を避けしめ給ひしなり。天皇讓位の後も凝華洞に遷り、嘗て悉く御府の記籍二部を臨寫し之を仙院の文庫に納る。後御府火災に罹る。今存する所は天皇の親寫するものなり云ふ

### 靈光天皇月輪陵

(同上)

靈元天皇諱は誠仁。後水尾天皇の第十八皇子。御母は典侍敦廣義門院基子。贈左大臣基音



の女承應三年甲午二月二十五日を以て御降誕、寛文三年癸卯正月二十六日禪を受け、四月二十七日紫宸殿に於て位に即き給ふ時に御年甫めて歳九年。己酉十二月鷹司房子前關白鷹司教平の女を納れて女御となし、尋で中宮となす。貞享四年卯三月二十一日位を皇太子に譲る。在位二十四年、改元するもの三、延寶、天和、貞享と云ふ。享保十七年壬子八月六日に崩す。壽七十九。越えて二十九日月輪陵に葬むる。實は御土葬なれども、御火葬の儀式あり。陵は高さ十七尺の塔なり。立太子式は上世より後龜山天皇に至る迄未だ嘗て之を闕かざりしが後小松天皇の後より復た東宮を起さざるもの凡そ十三世。大典全く廢す。天皇深く之を慨し、幕府に諮り、始めて之を復興し、天和三年癸亥九月朝仁親王を立て、皇太子となし、儲宮の大典を擧げさせ給へり。天皇天資聰敏、下情に通じ、仁厚謙讓能く直言を容る。又和歌を能くさせらる。

### 東山天皇月輪陵

(同上)

東山天皇諱は朝仁。初め五宮と稱す。靈元天皇の第四子。御母は典侍敬法門院宗子内大臣中御門實條の女、延寶三年乙卯九月三日を以て御降誕。天和三年二月立て皇太子となる。貞享四年丁卯三月二十一日禪を受け、四月二十八日紫宸殿に於て位に即き給ふ。時に御年

十三。幸子女王一品式部卿幸仁親王の女を納れて中宮となし、寛永六年己丑六月二十一日位を皇太子に譲る。在位二十三年。十二月七日に崩す。壽三十五。月輪陵に葬る。改元するもの二、元祿、寶永と云ふ。陵は高さ十八尺九重の石塔なり。天皇即位の後十一月大嘗祭を舉行し勅使を伊勢神宮に立て、大典の復興を告げ、悠紀、主基の二殿を設け、近江、丹波をして嘉穀を進めしめ給ふ後柏原天皇以來大亂の爲めに此典を闕くもの九世、百有餘年。此に至り始めて之を復興するをへたり、元祿七年甲戌四月詔して勅使を凝し、加茂上下社の祭典を擧ぐ。所謂葵祭是れなり。元弘以來此の典を廢するもの、三百六十年。此に至り幕府奏して之を復し、歳毎に穀千五百石を納れて以て祭費に充て、此より恒典となす

### 中御門天皇月輪陵

(同上)

中御門天皇諱は慶仁。初め長宮と稱す。東山天皇の第五子。御母は新崇賢門院賀子。内大臣楠筒隆賀の女元祿十四年辛巳十二月十七日を以て御降誕。寶永五年戊子二月立て皇太子と爲る。六年己丑六月二十一日假殿に於て禪を受け、七年庚申十一月十一日紫宸殿に位に即き給ふ。

時御歳十歳。正徳三年癸巳三月近衛尙子攝政近衛宗麿の女を納れて女御となし、尋で立て

、皇后ごなす。享保二十年乙卯三月二十一日位を皇太子に譲る。在位二十六年改元するもの二。正徳、享保と云ふ。元文二年丁巳四月十一日崩す。壽三十七。越けて五月八日月輪陵に葬る。陵は高さ十八尺九重の石塔なり。天皇音律を好み、夙に雅樂を興するの意あり。伶人、辻任等に命じて舞樂の春鶯囀を復興せしめ、又伊豆守岡昌倫をして笛音頭新鳥蘇を復興せしむ。其他禁中の諸儀舊典に復するもの少からず。天皇嘗て靈光院に奉らせ給ふ御詠あり。曰く

何事も君にまかせてたのむそよこはのみちのしるべのみかは

### 櫻町天皇月輪陵

(同上)

櫻町天皇諱は昭仁。初め若宮と稱す。中御門天皇の皇子。御母は新中和門院尙子。享保五年庚子正月朔日を以て御降誕。十三年戊申六月東宮の新殿に徙り、立て皇太子ごなる。二十年乙卯三月二十一日禪を受け十一月三日紫宸殿に於て位に即き給ふ。時に御年十六。元文元年丙辰十一月二條舍子關白二條吉忠の女を入れて女御と爲し、尋で中宮ごなす。延享四年丁卯五月二日位を皇太子に譲る。在位十二年、改元するもの三、元文、寛保、延享と云ふ。寶延三年庚申四月二十三日崩す。壽三十一。越えて五月十八日月輪に葬る、御陵は

前帝の如く高さ十八尺九重の石塔なり天皇天資聰明、平生祖宗を敬す。諸儀の未だ備はらざるものは悉く之を古式に復せしむ。是より先幕府櫻町の宮を修むるや、天皇擇ばす。遂に位を遷りて徒居し給ふ。

### 桃園天皇月輪陵

(同上)

桃園天皇諱は遐仁。初め八穗宮、又は茶地宮と稱す。櫻町天皇の皇子。御母は開明門院定子。大納言姉小路實武の女。寛保元年辛酉二月十九日を以て御降誕。延享四年丁卯三月十六日立て皇太子ごなり、五月二日禪を受け、九月二十一日紫宸殿に於て位に即き給ふ。時に御年甫めて七歳。寶曆五年乙亥十一月一條富子關白一條兼香の女を納れて女御と爲す。十二月壬午二月二十一日崩す。壽二十二。在位十六年。改元するもの二。寛延、寶曆と云ふ。越けて八月二十二日月輪陵に葬る。陵は高さ十八尺五寸九重の石塔なり。天皇の禪を受くるや、先帝即日仙洞に涉り給ひしを以て、踐祚の後ち七日、天皇櫻町の御所に朝覲の禮を行はせ給ふ。朝覲とは天皇の太上皇及び皇太后の御所に行幸させ給ふを云ふ。此典も又中古以來、久しく廢せしが此に至り之を復興させ給へり。此時に當り竹内式部、朱子學を以て、京都に教授し、縉紳の家に入出し、尊王論を唱ふ公卿其説を喜び之を崇信す。幕

府之を鞠問し、遂に京師を放逐せらる。諸公卿連坐するもの少なからず。天皇嘗て御製あり、曰く

末遠くさかゆる松の、このはのたるせぬ道は千こせよろつ代

### 後櫻町天皇月輪陵 (同上)

後櫻町天皇諱は智子。初め以茶宮と稱す。櫻町天皇の第二女。御母は青綺門院舎子。元文五年庚申八月三日を以て御降誕。寶曆十二年壬午七月二十七日紫宸殿に於て位に即き給ふ時御年二十四。明和七年庚辰十一月二十四日位を讓る。在位八年改元するもの一、明和と云ふ。文化十年癸酉閏十一月三日崩す。壽七十四。越けて十二月十六日月輪陵に葬むる。御陵は高さ十八尺五寸九重の石塔なり。天皇嘗て名所花を詠じ給へる御製あり。曰く

吉野山いやかれなる雲に見む花より花のさきつ、くころ

### 後桃園天皇月輪陵 (同上)

後桃園天皇諱は英仁。初め若宮と稱す。桃園天皇の皇子。御母は恭禮門院富子。明和五年戊子二月立て皇太子となり、七年庚寅十一月二十四日禪を受け、八年辛卯四月二十八日紫

宸殿に於て位に即き給ふ。時に御年十四。安永元年壬辰十二月近衛維子太政大臣近衛内前の女を納れて女御と爲す。八年己亥十一月九日崩す。壽二十二。越けて十二月十日月輪陵に葬むる。在位九ヶ月。改元するもの一。安永と云ふ。陵は九重の石塔にして高さ二十尺。安永三年甲午三月詔して稻荷祭を復興し、神祇伯白川資顯王をして其事を掌らしむ。此の祭廢するもの三百年。此に至りて之を復興させ給へり。天皇嘗て御製あり。曰く

九重をみきりの松にうつり來てちこせをちきる鶯の聲

### 光格天皇后月輪陵 (同上)

光格天皇諱は兼仁。初め祐宮と稱す。東山天皇の曾孫にして、典仁親王の第六子。明和八年辛卯三月十五日を以て御降誕。安永八年己亥十一月二十五日遺詔に由りて祚を踐み九年庚子十二月四日紫宸殿に於て位に即き給ふ。時に御年甫めて十歳。安政六年甲寅三月欣子内親王後桃園天皇の皇女を納れて中宮と爲す。文化十四年丁丑三月二十二日位を皇太子に讓る。在位三十八年。改元するもの四、天明、寛政、享和、文化と云ふ。天保十一年庚子十一月十九日崩す。壽七十。越けて十二月二十日後月輪陵に葬る。陵は高さ十九尺九重の石塔なり。天皇は天資英明、狀貌魁偉、身の長六尺五寸。膂力あり。學を好み和歌を能く

す。神儒佛三道を詠ぜし歌最も人口に膾炙す。儒道を詠ぜし御製に曰く

敷島のやまご錦に織りてこそからくれないの色も榮あれ

天皇戰國以來皇居の狹隘なるを慨し、幕府に命じて皇居を造營せしむるの意あり。前左大辨裏私光世、詔して古制を考覈せしめ、天皇之を斟酌し、幕府に命じて紫宸、清涼の二殿を改造し、承明、立輝、朔平の三門を建て、又廊を承明門の傍に設け、河竹、吳竹の二台を越し、唐門を廢し、櫻町殿の西門を改めて内裏の西門と爲さしむ。幕府之を奉じ、更に五萬石以上の諸侯に課して宮垣を作らしむ。寛永二年九月新宮なり十一月二十二日之に涉りさせ給へり。此に至りて宮城始めて舊時の觀に復す云ふ

### 仁孝天皇後月輪陵

(同上)

仁孝天皇諱は惠仁。初め寛宮と稱す。光格天皇の第四子。御母は典侍東京極院靖子。賜内大臣勸修寺經逸の女なり。寛政十二年庚申二月二十一日を以て生れ、文化六年己巳三月廿四日立て皇太子と爲り、十四年丁丑三月二十二日祚を踐み、九月二十一日紫宸殿に於て位に即き給ふ。時に御年十八。十二月鷹司繫子關白鷹司政熙の女を納れて女御に爲しつが五年壬午四月繫子薨するに及び八年乙酉八月更に其妹祺子を以て、女御と爲す。弘化三年丙

午正月二十六日崩す。壽四十七。改元するもの三。文政、天保、弘化と云ふ。越けて三月四日後月輪陵に葬る。陵は高さ二十一尺九重の石塔なり。天皇資性孝謹、常に學士を召して經史を講ぜしむ。嘗て先帝の志を繼ぎ學校を京都に立てんと欲し、天保十三年壬寅幕府に命じて學習所を設けしむ。後ち更に學館を春門院に建て學習所を茲に移し改めて學習院と稱し、前中納言勘解油小路資善參議東坊城聰長をして其長たらしめたまへり

### 孝明天皇後月輪陵

(同上)

孝明天皇諱は統仁。初め懸宮と稱す。仁孝天皇の第四皇子。御母は典侍新待賢門院雅子賜左大臣正親町實光の女、天保二年辛卯六月十四日を以て御降誕。十一年庚子三月十四日立て皇太子となる。弘化三年丙午二月十三日祚を踐み、四年丁未九月二十三日紫宸殿に於て位に即き給ふ。時に御年十七。九條夙子左大臣九條尙忠の女を納れて女御となし、尋で准后と爲す。弘化四年丁未十月坊城伸子大納言坊城俊治の女、中山慶子大勳位侯爵中山忠能の女を納れて並に典侍と爲す。慶應二年丙寅十二月二十五日崩し給ふ。壽三十六。在位二十一年。改元するもの六。嘉永、安政、萬延、文久、元治、慶應、と云ふ。翌年正月十日後月輪陵に葬る。嘉永六年六月三日米國水師提督波理軍艦四隻を率いて浦賀に來り、通商を

求め、尋で露國水師提督布恬延軍艦を率いて長崎に來り、修交を乞ふや、天皇深く之を軫念させ給ひ、例月の御歌合せを停め、勅使を伊勢神宮に派し、上賀茂、石清水等の社に奉幣し、又七大寺に命じ、國家安全を祈らせ給へり。文久三年三月七日將軍家茂上落し、入りて天皇に謁するや。詔して攘夷決行の期を五月十日と定め、之を天下に布告せしめ、越つて十一日賀茂の社に行幸して親しく攘夷を祈らせ給ひ、將軍家茂大小八十二の諸侯を率いて扈從し奉る。儀衛の盛、稀に觀る所なりと云ふ天皇天資英邁深く叡慮を國家に注かせ給ふ外國の事起りしより以來、毎朝鷄鳴の候に至れば必ずみづから沐浴齋戒して、外敵膺懲、國威宣揚を祈り給ふを例とす。是を以て、其御詠の如き聲調雄渾にして悲壯。悉く憂國濟民の叡慮より出てさせ給ふに非らざるは無し

### 英照皇太后後月輪陵

(同上)

英照皇太后は孝明天皇の女御、諱は夙子、初め基君と稱す。左大臣九條尙忠の第六女。御母唐橋姫子。天保四年癸巳十二月十三日を以て御降誕。弘化二年丙午九月十四日孝明天皇の儲貳たりし時御息所と成る、時に御年十三。嘉永元年戊申十二月女御と成り、六年癸丑五月三宮と准す。明治元年戊辰三月皇太后となり、五年壬申四月東京に遷り、三十年丁酉

一月十一日青山御所に崩じ給ふ。壽六十五。越つて三十日英照皇太后と號す。二月八日後月輪陵に葬むる。

### 後堀河天皇觀音寺陵

(同上)

京都市下京區今熊野字泉山今熊觀音寺の東南にありて、陵域百二十間圓墳にして土手石柵を繞らす、天皇は高倉帝の孫高倉院第三子にして、御名は茂仁、承久三年即位此時北條義時の暴戻なる、本院は隱岐に新院は佐波に御遷幸、貞永元年帝位を皇太子に譲り、文曆元年八月持明院殿に崩御、寶算二十三、東山觀音寺の傍らに土葬し奉る。

禮法萬事其だ以て等閑なりきと皇陵に見ゆ、帝容止詳雅にして、喜怒色に形はさず、資性寛仁にして政苛酷ならず、頗る藻鑑あらせられて、學を好み毎に儒臣を召して論談時刻を移し、凡百の玩好、未だ嘗て意を留め給はず嬪御を遇する如きも、思眷能く均一にして、濫幸あらせ給へしことなし、其心を乘り給ふ類むね是の如し

### 後白河天皇法住寺陵

(三十三間堂東)

下京區三十三間堂の東上手にありて、陵域百五十間に餘り、周圍に高塀を繞らせる法華堂

を御陵とす、天皇は鳥羽帝の第四子崇徳帝の同母弟、御名は雅仁、文壽二年近衛帝崩じ給ひ、法皇美福門院關白忠通と議して天皇に高松殿に踐祚せしむ、在位はあまり久しからざれども、讓位後在院三十餘年、聖壽六十六にして、建久三年三月六條西洞院宮に崩御其夜御入棺、十五年法住寺の法華堂に奉葬、其儀は御存生の如く、八葉の御車にて密々の渡御、近習の公卿以下歩行にて供奉法華堂下に深く安置せる石の唐櫃の中に收め奉る、今の法華堂は三間半四方、軒の高さ一丈二尺にして内に天皇の尊像を安置す、室町時代文明十二年の記録に今度の大亂にて、東山の東西南北、神社佛閣、民屋、僧房悉く皆焼亡したるに獨りこの御影堂の御無事にして尊像を拜し得たるを、尊く畏く記しあるを見れば、既に其頃よりありしもの見ゆ、周圍塀正面は唐門なり。帝即位の初め、専ら藤原道憲を信任し給ひ、大内裏を造營し、記録所を置き内宴相撲の儀を復せられ、位を去つてより院に在る事卅餘年皆幼冲なる五帝を擁立せられ、舉措黜陟白河、鳥羽二帝に似たり、然も是より亂逆相踵ぎ武臣專制大權一度去りて復收む可らず

### 六條天皇清閑寺陵

(市内清閑寺町)

下京區清閑寺町字歌中山に在り。圓墳陵域は東西四十二間、南北二十六間、陵上松杉等の

樹木生茂り、周圍に土塀を回らす。

天皇は二條天皇の第二子にして御名は順仁、永萬元年二歳にして御即位在位三年、讓位して高倉天皇に傳え安元二年七月崩御。御年十三。清閑寺の法華堂に奉葬。今は堂なく其跡に土塀を回らす、正面は唐門なり

### 高倉天皇后清閑寺陵

(市内清閑寺町)

天皇は後白河天皇の御四皇子にして、御名憲仁、永萬三年御即位、在位十二年、養和元年正月崩御。聖壽二十一。

帝の御治世時代は平清盛の跋扈を極めし時にして、法皇幽閉せられ皇威振はず、朝野多事嘗て清盛を悦ばしむる爲に嚴島神社に臨幸し、以て法皇の難を紓ふせんを圖られ清盛果して大ひに悦ぶ、屢々法皇に觀し、相見て悲泣せらるゝに至る。天皇賢明仁孝、母后、建春門院崩じて悲慕特に甚しく、寢膳を廢するに至り、除服に當り侍臣藤原泰通、御衣を進しが天皇喪服を解くに忘びず、法然として泣下る、泰通も悲しみ自ら堪へず、左右の近侍能く仰ぎ見る者なし、學問を清原頼業に受け、才藻英發詩文とも世之を傳稱す、兼て音樂を能くし、笛は特に其妙を極む。又嘗て方忌を避けしに、夜、女子の哭聲を聞き人をして之

を問はしめしに、女子曰く、妾が主婦、極貧中なれども、今新しく朝服を調べ、妾其歸途にて盜の爲に却奪せられたり、再び之を製するには主婦の力之を辨じ難し妾言辭の以て反命に由なく、是を以て泣くも、乃ち女子を召し其色様を尋ね、中宮の御衣を賜ふて之を遣れり、其寛惠斯くの如し。崩するに及んで朝夜哀惜し、法皇歎じて曰

「帝久しく在位あれば延喜、天曆の治以て復た見るべし、溘然として早世、特朕の不幸のみあらず、國家哀弊、百姓何にか憑らん」と

### 花園天皇十樂院上陵

(市内栗田口町青蓮院)

上京區栗田口町青蓮院裏にありて、東西四十二間餘、南北九間、圓墳にして玉垣あり。天皇は伏見帝の第三子、後伏見帝の御養子となり、正安三年立て皇太子となる、二條帝崩じて踐祚し在位十年、正平三年十一月十一日、仁和寺の萩原仙洞に崩御す。實算五十二。同十三日奉葬。内々御幸の儀により御輿にて速成就院の太子堂に幸す、雲客少々供奉、彼堂よりは一向上人の沙汰にて、十樂院(青蓮院地内に在り)の上の山に、山作所を構えて葬り奉る。帝、學を好み詩文歌を善くせられ、親しく風雅集を撰ばれ、深く禪法をも好みて、妙超、慧々等を師とせらる。

### 名蹟

泉涌寺

本寺開山弘法大師中途願廢中興後鳥羽上皇の勅願によりて後仍律師之れを再興、伽藍なるに及んで泉涌寺と號す、境内十數代の御陵より寺内靈明殿は歴代の尊像を祀る

今熊野觀音

西國順禮第十五番の札所である

蓮花王院

世に三十三間堂と稱す、柱と柱の間が三十三ある故に云ふ、後白河天皇の創建湛慶康圓康清等の作と云ふ、千手觀音像千百體及二十八部衆を安置す俗に血染天井と云ひ、文祿三年淀君淺井長政追福の爲めに建立後徳川秀忠夫人伏見城の舊材を以て再興したるものである

養源院

正林寺

小松谷と稱し五條邦綱の若松亭小松重盛の燈籠堂皆此の地に在つた法然上人住せしが、中世廢絶享保年中僧惠空中興す

清閑寺

伊豫守佐伯公行建立寺域幽邃閑寂の地雅客來り訪す、南州月照の密議せしと云ふ、郭公亭境内にあり

清水寺

法相眞言兼宗で本尊は土面觀音で西國十六番札所に當る延暦年間坂上田村麿の建立、現今の本堂は徳川家光の建立九間七間の本殿に兩翼を附し前面

は有名なる清水舞臺となつてゐる

靈山 明治維新前後の志士の墓、木戸孝充の勅碑あり

將軍塚 平安奠都の時桓武天皇命じて長さ八尺の土偶を造らしめ甲冑を着せしめて

茲に墳め王城の鎮護とせしめし、遺跡で圓塚あり、坂上田村麿の墓だ云ふものあるが誤である

知恩院

淨土宗の總本山、法然上人叡山より出で、此の地に庵を結び初めて淨土宗を開く、然るに諸宗に嫉まれて土佐に流され建永二年許されて歸洛した時天台座主慈鎮より此の地にあつた叡山の別院を譲り受けて住房とし知恩院と稱した、上人寂後山徒の爲め堂宇破毀されたが四條天皇の勅命により再興した

### 第四回行程

(大正十五年三月巡拜)

### 後嵯峨天皇嵯峨南陵

(嵯峨町天龍寺内)

天皇御諱は邦仁、土御門天皇の第七皇子、御母は左大臣源通宗の女、贈皇太后通子承久二

年庚辰二月二十六日御降誕、仁治三年壬寅正月二十日元服して親王と爲り、即夜權大納言藤原隆親の第に於て祚を踐み、三月十八日太政官廳に於て位に即き給ふ。時に御年二十三、太政大臣藤原實氏の女、藤原結子を納れて女御となし尋で中宮と爲す。二月二十六日改元して寛元と稱す。五月大地震あり、六月十五日前武藏守北條泰時卒す。九月順德帝佐渡に崩じ、十二月前關白家實薨せり、二年三月御書所を置く、四月頼朝形辭し其子頼朝征夷大將軍となる。八月前太政大臣公經薨す、三年四月北條朝時卒す、又前將軍頼經薨す、四年正月一條實經、良家に代りて關白となる、同二十九日御位を久仁親王に譲り先例に倣ひて院政を行ひ給ひ、在位中は申すまでもなく院政中も朝廷の大事は一々關東に諮詢するに非ざれば決行せらるゝことなし、こわ先帝の故を以て北條氏の推戴するところとなりしによる、院政三十年字内善く治まり、文久九年崩するに先だち遺詔して皇統は龜山帝の後を以てし後深草帝の後は、皇位を斷然せよとて後院の領地百八十ヶ所を悉く授けて其子孫の封邑たらしめたり、これ龜山帝は英武絶倫なりしかば、天皇特に望を囑し遺志を繼がしめ給ひしに因る、天皇先に烏羽殿を修め嵯峨に龜山殿を造り吉野より櫻を移植して愛住し給ひしが、文永五年落飾して素覺と號し、同九年二月十七日(紀元一千九百三十二年太陽曆三月二十五日)嵯峨の壽量院に崩じ給ふ。壽五十三。天皇の崩するや三日の後二月二十日嵯



峨藥草院に火葬し、御骨は銀壺に納め白絹の袋に入れ給ひ淨金剛院に渡し、翌年六月二十一日御骨を法華堂に遷し奉る、法華堂二間半四方軒高十五尺文治元年の御造營なり

### 龜山天皇龜山陵 (同上)

天皇諱は恒仁、後嵯峨帝の皇子、天資英發才藝多し、禪位の後ち政を院中に聽く事十餘年、夙に北條氏の跋扈を憤り、皇權を恢復するの志あり、後嵯峨天皇深く望を天皇に囑し崩するに臨み、大宮院に遺命し永く位を天皇の子孫に傳へんことを欲するの意を以てす、且つ古來鎮國の寶とせる坂上田村麿の劍を以て之を大宮院に囑し窃に天皇に授く、天皇遺詔を奉じ北條氏を滅するの機會を待ちしも執權時宗勇猛にして天下亦能く幕府の施政に服せるを以て、天皇の一代其機なく、偶々天皇の晩年英邁たる皇孫尊治親王(後醍醐天皇)生れしかば特に親王を愛して遺志繼かしめたり、天皇の御治績は文應元年正月園城寺戒壇勅許日吉神社神輿入京す、戒壇勅許を停止さる、是年日蓮流さる宋僧普寧來る、翌年二月廿日弘長に改元す、元年四月關白兼平罷け良實再び代る、三年七月初心愚草成る、四月高麗再び使を遣はし邊民侵掠停止を求む、切錢通行停止さる、十一月北條時頼卒す、翌年二月廿八日文永と改元す、五月延曆寺の徒園城寺を燒く、八月北條政村執權となる、北條長時卒す、是

年日蓮赦さる、翌二年四月關白良實罷め一條實經代る十二月續古今集成る、書人藤原信實薨す、是年僧普寧師宋す、三年七月時宗將軍宗尊親王を廢し、惟康親王を立つ、時年三歳是年僧曉元入京す、四年十月藤原公相薨す、十二月關白實經罷め近衛基平代る、是年僧明紹翌年僧慧雲谷宋より歸朝す、翌五年二月蒙古の使者を卻け國難を伊勢大廟及諸社に告ぐ三月時宗執權となる、十一月近衛基平薨す、十二月時宗梶井宮青蓮院宮門跡を没す、鷹司基忠關白となる翌六年二月梶井宮青蓮院宮兩門跡を復す、六月前太政大臣實氏薨す、八年九月高麗蒙古の來寇を告ぐ、西陲に勅し警備す、十月蒙古使齊趙良弼來る、十二月蒙古の難を大廟に告ぐ、九年二月後嵯峨法皇崩す、壽五十三、五月高麗復書を致す、十二月前將軍宗尊親王薨す、此頃本願寺を建立す、十年三月元使趙良弼復太宰府に到る、五月關白基忠罷め九條忠家代る北條政村卒す、十一年正月二十六日禪位三月廿六日後宇多天皇即位し給ふ、七月宗尊親王薨じ給ふ、十月元對馬壹岐に寇し宗助國、平景隆戰死す、文永の役云、弘安四年役起るや天皇既に位を讓りて上皇と稱せしが深く宸襟を惱ませ給ひ、使を伊勢大廟に遣はし宸筆の願文を上り身を以て國難に當らん事を禱り、又た親ら石清水の社に參籠させ給ふ、神風起り敵艦を覆滅するを得たるもの世以て至誠の感する所天之を佑くるもの爲す。

## 嵯峨天皇嵯峨山上陵

(上嵯峨字胡原山)

四〇

### 御事蹟

御名は神野、桓武天皇の第二皇子、第五十二代の天皇にあたらせられる、延暦五年九月七日御降誕で、大同元年五月平城天皇の皇太弟ならせられ、同四年四月十三日御即位、在位十四年即ち弘仁十四年四月皇太弟大伴皇子に位を譲り給ふた。御在位中改元一度承和九年七月十五日崩御。天皇は御幼少の頃から聰敏の質に亘らせ給ひ好んで書を読み、御成長に及んで經史に通じ詩文に善く、書法亦巧妙で當時の三筆と稱せられた。又時に狩獵を好まれ屢々諸所に巡狩があり、在位の間始めて加茂齊宮を置かれ、又青馬の節會、御齊會内論議内宴等を始めて行はれ、平安朝の制度文物が此頃から愈々備はる様になつた。

### 桂離宮

(京都府葛野郡桂村字下桂)

離宮は天正年中豊臣秀吉が八條の宮智仁親王の爲めに造營した別業で書院の結構、林泉の布置皆小堀遠州の工夫する所である、傳へる所によるに秀吉が遠州に結構を命じたが遠州は、一、勞費を吝まないこと、一、成巧を急がないこと、一、完成する迄來て觀ない事の三事を約して引受けた。そして遠州はその徒を率ひて經營憚慢百萬の費用と數年の工役を

を勞して初めて竣成したもので、台殿、亭射究極の技巧を用ゐる樹竹水石意匠の精を凝らし居る、地域總面積一萬三千百七坪、桂川の右岸に瀕して其の水を引き二千餘坪の池水を堪へ、中に十餘の島嶼を布配して兩岸の築山と相呼應して總建坪四百五十餘坪亭射廊廡が樹林の間に隠見する幽邃閑雅神韻縹渺といふ形容は實に初めて此の名苑に適はしい詞であることを知る事が出来る。明治十六年九月初めて離宮をなし給ひ今日に及んで居るが、御幸門を入るに中門がある、右に折れて橋を渡り御車寄がある、楡の間を過ぎて古書院に入るに外椽の楯間には桂亭の記がある、金地院崇傳の撰書である。それから椽を過ぎて圍爐裡の間がある。中の書院は一の間、二の間、三の間、椽座敷、樂器の間から出來て、御幸殿は椽座敷、一の間、御寢の間、御小座敷、御衣紋の間から成つて居る。そして各室の襖張付の繪は狩野探幽、同尙信、海北友松の圓精になるもので今に尙當時の藝術の神韻を掬ぶことが出来る。林泉の中には月波樓、松琴亭、當花亭、園林堂、笑意軒等の建物があり月波樓板間の楯間に掲げた額は元任吉神社にあつた繪馬で、一艘の唐船に邦人支那人等乗合つて居る圖様で、裏に慶長十年奉掛御寶前記されて居る、恐らく桃山時代に於ける我海外貿易船の圖であらう、見落してならぬものである。世に古來の名苑なるものが多いけれどもこれだけの餘り廣くもない地域を占めて居る林泉として一ト目で觀通せるものでな

く事毎、場所毎に異つた結構布配になり別箇の景趣を持つて居る林泉は他に類が無いことは勿論、古往今來又ミなく再び成し難いものであつて誠に宇内第一の名苑といはねばならぬ。

## 第五回行程

(大正十五年四月巡拜)

### 冷泉院天皇櫻本陵

上京區鹿ヶ谷字北野にありて周圍二百二十間圓墳なり。天皇は村上天皇の第二子にして御名は憲平、康和元年御即位。帝、容止閑雅にして能く村上帝に似らる、然れども儲貳たりしより、多病にして、讓位後、疾、遂に瘳へず、寛弘八年十月南院に崩御す、實算六十二年十一月十六日櫻本寺の前野に火葬し、御骨を山側に藏し奉る。

### 陽成天皇神樂岡東陵

上京區淨土寺町眞如堂字小山にあり。圓墳にして周圍に空濠を繞らし陵上古松の聳ゆるを拜す。天皇は清和帝の第一皇子にして、御名は貞明元慶元年御即位、時に御年甫めて十歳

なり。帝少して而して聰明、好んで經史を讀み、容止閑雅、人に謙たり、恭しくして寛仁御親屬を親しみ愛して尤も人事に長ぜらる、是を以つて仁壽天皇太后、甚しく之を親み重んぜられ、讒會ある毎に必ず請ふて之が主たらしむ。同四年十二月詔して曰く、頃日、太上天皇聖躬豫きに乗むく、徳沼定水の波を驚かし、仁山愁雲の色動かす、朕菲虛を以て恭しく洪緒を承け、禮敬を六宗に罄くし、冥護を三寶に禱る、而かも精誠未だ達せず、感徹猶ほ遅し、肆青の思に憑り、更に延祚の慶を致さんことを思ふ、且つ夫れ仁風一たび扇かば焉んぞ偏枯あらん、惠澤普く施こし、實に宜しく滂沛たるべし、若し赤心慮しからずんば、庶くは皇天をも動かす可し云々

### 後一條院天皇菩提樹院陵

上京區吉田町字神樂岡にあり、周圍に空濠を回らせる圓墳にして、仰稱寺と稱する小寺に隣る。天皇御名は敦成、一條帝の第二子、長和五年御即位、藤原道長攝政たり、寛仁元年臘月詔して曰く、節儉は上徳にして、國を富ますの表儀なり。損益は前賢民を安んずるの治要なり。寔に是れ皇道の彛訓、寧しろ史冊の明文にはあらず、故に南面尊しと雖も唐葛の衣は膚冷かに中心是れ鈞しく、漢蒲の膳、味はひ疎なり、況んや淳風、時を隔たて澆

波世に臨むをや、四海已でに有載の日を謝し、百姓豈以贍の秋を望まん、彼れ重華の大聖に在りてすら此季に當りては功少なし、朕弱齡を以て讓で丕緒を繼ぎ、帝趾廣ふして化俗の道に勞す、政績粉にして、而して利世の方に迷ひ、何の徳化を施してか、其廉寧を期せん、只恒典を列代に考へ節用を普天に均ふせんことを欲す。其朕が服御、常膳等の物は、宜しく景朝の例に準して以て四分の一を減す可し、庶幾くは毫毛を鳳辰の下に省き、黎元を鴻休の間に導かん云々。長元九年四月十七日清涼殿に崩御。聖壽二十九。五月十九日神樂岡の東、淨土寺の西原に火葬し、御骨は菩提樹院の三昧堂に奉移す。帝頗る文藻あり史記文選を大江舉周に受け、在位中民を勞せしめず、葬及役夫相語て曰く、我等をして廿年間肩を息めしむ。今にして力を效さるべけん哉。

### 後二條天皇北白河陵

(市内白河追分町)

徳治三年八月二十五日(九月十八日)(紀元一九六八年)二條高倉の皇居に崩御同二十八日北白河殿に葬り奉る陵は高さ八尺周圍四十餘間の圓墳で上に二株の大松樹があり周圍に隄濠がある。御名は邦治後宇多天皇第一皇子御母は西華門院源基子、第九十四代の天皇である。弘安八年二月二日御降誕で永仁六年八月立太子、正安三年正月後伏見天皇の讓を受けて三

月即位御齡十七、時に後深草龜山後宇多伏見後伏見の上上皇の院中にあらせられ政務は龜山後宇多之を決せられる云ふ有様で在位六年改元三度徳治三年八月二十五日崩去御齡二十四。

### 修學院院離宮

山城國愛宕郡修學院村大字修學院にあり。京都の良位、比叡の西麓に倚り、幽爽豁遠く塵寰を隔つ。初め佐伯公行僧勝算の爲めに此の地に一寺を創し以て台教の道場となす。額して修學院と云ふ。永延中、勅して官寺となす、後數百年、延元元年足利尊氏京師を侵すや、車叡山に幸し、此の地兵革の卷さなる、蓋し此の時に災し、後終に廢滅に歸するが、而して修學院の名、空し邑名に残る。徳川氏の治世に及び幕府後水尾院上皇の爲に此の地に離宮を營み、舊名を襲ひて修學院と號し、以て仙駕游幸の所となす。其の創規、林丘寺記に承應年間に係く、而して其の造築に當り、上皇特に宸意を注がせられ、台觀亭、樹の布置樹竹、水石の安排、悉く模型を以て親しく意匠を加へ給ふ。功成るに及んで奇構天意の妙造を盡すものゝ如し、後二十餘年の間上皇屢々宸遊あり。離宮は上、中、下、の三所より成る、舊に呼ぶに皆茶屋の稱を以つてす。即ち上ノ御茶屋

中ノ御茶屋、下ノ御茶屋是れなり。今改めて離宮の稱呼を以つてす、蓋し上中下は其の位置によりて稱するもの、上ノ離宮は東にあり、林苑最も廣く地高きに倚り、啤朝朗谿たり、中ノ離宮は南にあり、下ノ離宮は西にあり、共に構築幽間を極む。而して三宮の位置、宛然鼎足の狀をなす、下ノ離宮より東地勢随つて高く田疇の間繋路相通ず。

承應中、創立に際し南に一畫をなし、樂只軒がしけんを營む。所謂中ノ御茶屋なり。寛文三年上皇此の一畫を以て、皇女光子内親王に賜ふ。内親王深く禪乘に歸し、夙に遁世の意あり。上皇崩御の後、遂に落飾して照山元瑤と號し、延曆中、賜手を捨て、寺をなし、額して聖明山林丘寺と曰ひ、自ら此に住持せらる、此より比丘尼門跡に列し、益々寺觀を張り、遂に京北の一名利なる。是に於て修學院久しく上下二宮たり。尋で延寶六年五月上宮隣雲亭火く、盜の所爲と云ふ。後水尾院上皇登遐の後六十餘年此の間稍々荒廢せしが、靈元天皇脱履の後幕府、更に修理を加へ、資用を獻じて御幸を再興す。享保六年二月初めて御幸あり。月卿雲客扈從し儀衛美を盡す。後毎年數度游幸あり。上皇親ら其事を記し叢懷を叙せらる。修學院御幸記是れなり。後仙駕の臨幸を絶つ事九十年、籬牆亭概ね頽圮す。

光格天皇讓位の後文政五年、幕府、大に修理を加へ、以て上皇游幸の所となり。此の時京都所司代内藤信教、上宮に橋亭を造りて之を獻る。千歲橋是れなり。上皇大に悦び七年九

月二十一日御幸あり。關白大臣以下之に陪す。儀衛甚だ盛を極む。即ち民を縱つて之を觀しめ、又羣臣に命じて詩歌を上らしめ、雅樂を奏し、勳を盡し給ふ。爾後毎年兩度の御幸を以つて例となす。將軍徳川家康、其盛事を聞き京師の畫工原在明をして鹵簿を寫さしめ岡本豊彦をして之に山水を補はしめ、以て畫卷をなして觀る、後十餘年間仙駕屢々御幸あり。然るに聖齡漸く高く、天保七年四月七日の御幸の後、復た其事なく十年に至り上宮の一亭止々齊しやさいを仙洞内に移し、以て游幸に代へ給ひしが後一年にして終に崩す。爾來數十年殆ん荒廢の觀あり。明治維新の後總區長をして管掌せしむる事數年總區長廢するに及び博覽協會の所管に移し、京都府をして、之を監せしむ。明治十六年復して宮内省の所管となす。明年林丘寺寛文中賜はる所の土地及び殿舎を割きて奉還す。中ノ離宮是れなり。是に於て翌十八年工を起し、大いに荒殘を修め以て煥然今日の觀に復せらる。

## 第六回行程

(大正十五年五月巡拜)

### 白河天皇成菩提院陵

(紀伊郡竹田村)

天皇、性嚴にして温雅、頗る後三條天皇の風あり、信賞にして必罰、政事宸衷より出で、

相門手を歛む、堀河天皇崩じ、鳥羽天皇を立て機務一切院中より出て、崇徳天皇即位に至りて四十年間、刑賞黜與陟、與り聞かざるはなし、凡院宣を以て天下に號令し、別當北面を置く等はれより始まる。

嘗て曰く「天下意の如くならざるものは唯、鴨川水、雙六采、山法師而已」と

尙射を好み詩歌を善くし、後拾遺、和歌集、金葉和歌集、續本朝秀句の勅撰あり、篤く佛法を信じ、丈六佛百二十七等、自佛三千百五十、三尺以下佛二千九百餘、七寶塔二十一基、小塔四十四萬六千六百三十餘基の所慶あり。

豈得、不、驚哉。

### 鳥羽天皇安樂壽院陵

(紀伊郡竹田村)

陵域三十六間四方にして、周圍に陸の跡あり。堀河天皇の長子にして御名を宗仁と稱し、嘉承二年堀河天皇崩じて位に即く、在位十六年に過ぎざれども、讓位の後、凡三十四年政を院中に決し、保元元年七月鳥羽御所に崩じ、夜に入り御入棺、直に綱代の御車にて、先に御造營の御塔に渡し奉る。之を本御塔と云ふ。永仁四年及天文の兵火に燒亡し、今御塔は文久の御造營にして、二間四方軒の高さ凡三十六尺周圍に堀あり。保安四年天皇。鳥羽

離宮を造營せらる。天皇又、天文に通じ、善く催馬樂を歌ひ、音律に精しく、最も善く笛を吹かる。平生佛に供し僧に施し、其費勝けて數ふ可からず。

古記に涉り博く典故に通ず、好んで容儀を修め一時風に化す朝服の嚴稜、烏帽の額、皆此の時に始まる、近衛天皇の竹邇に及んで、崇徳上皇、復位の志望あり、天皇美福門院等と謀り、後白河天皇を立て、其子守仁親王を以て皇太子と爲す。

### 近衛天皇安壽院南陵

(紀伊郡竹田村)

此陵は御歴代中唯一の古木造建設物にして、高さ九十四尺、臺石方四間四分、三間六分四方の塔にして、四方面、扉造にて外縁に欄干あり、此塔は嘗て鳥羽天皇の美福門院の爲に造進せられしものなりしも、最愛の近衛天皇、崩御遊ばされしを以て、御火葬の後、御骨を此御塔に渡し奉る。

内陳阿彌陀如來、外陳は大日如來の尊像を安置し、周圍に屋根附の柵堀あり。正面は高麗門にして外圍に陸趾今に残れり。

天皇は、鳥羽帝の第八子にして、御諱を體仁と稱し、御母は美福門院、保延五年五月十八

日三歳にして即位し、在位十五年にて久壽二年七月二十三日崩御、寶算十七歳なり  
 天皇姿儀美麗にして幼時より和歌を好み、嘗て法華二十八品を題として作歌し、頗る古作  
 者の風あり。

在位の日政事悉く法皇に出て、常に憚りて志の如くする能はず、居常鬱々久しく積んで病  
 を成せり。此御塔は前にも慶長元年の大地震にて倒壊せるを以て、同十一年豊臣秀頼の再  
 建せるものに屬す

### 東本願寺涉成園

(枳殼邸)

涉成園(枳殼邸)(本山の東方二丁で玉水町にある)寛永年間徳川家光が新屋敷の地を本山  
 に寄附したので、桃山城の舊構を移し、石川丈山小堀遠州等に築山泉水を修造せしめた所  
 で大谷派本願寺法主の別荘である。庭園老樹影暗く池水縁深くして、閑雅なる亭榭その間  
 に隠見し、塵寰を離るゝの思あらしめる。此地は平安時代の初期河原左大臣源融が別業  
 (河原院)を置いた所で、融は邸内に陸奥塩竈浦の景を模造し、毎日大阪から潮水を取寄せ  
 て、鹽を焼かしたりしたと傳へてゐる。

### 眞宗本派の本山

文永年間に開祖親鸞聖人の女、覺信尼が聖人の墓所(東山大谷)に堂を建立したのを創  
 始とし、當時龜山天皇より本願寺の號を賜はり、爾來連綿として續いてゐる、歴朝の尊信  
 を得たが、念佛宗撲滅を企てる南都北嶺の爲に、非常な壓迫を加へられ、時には火災の厄  
 に會して衰微したこともあつた。第八世蓮如上人はその英明を以て宗風を一時に興したが  
 又々叡山の攻撃の爲に終に廟を焼かれて了つた。併し上人は山科に本山を定め(山科御坊)  
 大いに眞宗を全國に布いた。世に中興と稱してゐる。九世實如上人初めて門跡を許された  
 が、十世證如上人再び日蓮宗徒に山科を焼かれ、本山を大阪石山に移した。十一世顯如上  
 人は織田信長に襲はれ、十一年の間所謂石山合戦を續けたが、終に勅によつて講和した。  
 其後紀州鷲森に移り、次で泉州貝塚、大阪天満と轉々したが、豊臣秀吉が現在の地を寄附  
 したので、漸く安定し今に及んだのである。徳川家康は宗教の力を惧れ、殊に本願寺の勢力  
 を割かんが爲に、顯如の二子、教如、准如を分立させた。教如の流れを東本願寺、准如を  
 西本願寺と稱し初めて兩派の分立となつたのである。

堂宇は一度元和年間に焼失したが復興し、建築上見るべきものが多い。

本堂 阿彌陀堂で、東西二十一間餘、南北二十三間餘、棟高十三間餘、内外よく徳川中期の特色(寶曆年間建立)を表してゐる。本尊阿彌陀佛、左右に六祖及聖徳太子、法然上人の畫を掲げてある。

御影堂 大師堂ともいふ。東西二十四間餘、南北三十一間餘、棟高十五間の大建物で、眞宗佛堂建築の完全な典型的のもので、手法は凡て徳川初期(寛永年間建立)の風を發揮してゐる。中央厨子は親鸞聖人座像を安置する。世に「骨肉の眞像」を呼んで衆徒の尊信するもの。堂前に有名「水ぶきの銀杏樹」がある。

唐門 四脚門で左甚五郎作と稱する精妙なる彫刻が欄間を飾つてゐる。日暮門とも唱へてゐる。

書院 桃山期書院造りの代表的建築。中でも鴻之間は對面所とも言ひ、華麗雄大の趣きは實に豊太閤の昔を偲ばせるに十分である。狩野探幽、了慶、及び圓山應舉の繪畫、或は左甚五郎の彫刻等、巨匠の手に成つたものが多く存してゐる。これに隣る白書院は華麗を以て、又更に續く黒書院は閑雅なるを以て、各々當時の名工の逸品を残してゐる。この書院に連つて二つの能舞臺がある。共に從來の様式を破つた特異な形式で、最も優秀な舞臺として天下に知られてゐる。

飛雲閣 滴水園中にある三層の建物で各層各々、永徳、探幽、山樂、元信等の狩野派名工の筆を傳へ、巧妙なる手法をつくした優秀な書院造りである。

黄鶴臺 秀吉の使用した浴場で飛雲閣に隣て在る。以上諸建築物中佛堂以外は、大凡桃山時代のもので、唐門、玄關、白黒書院等は桃山城の遺物、能舞臺、飛雲閣、黄鶴臺は凡て聚樂第のを移したものである。什寶又非常に多く、正親間、後奈良兩帝の勅書、趙仲穆筆雪中柳鷺圖、信長、秀吉等書翰、家康朱印、天正日記、教行信證、大阪籠城記、銅鐘一口等世に知られてゐる。

## 第七回行程

(大正十五年六月巡拜)

### 天智天皇山科陵

(宇治郡山科町)

天皇諱は中大兄皇子、初め葛城皇子と稱され、舒明天皇の嫡皇子で、御母は皇極天皇、第三十八代の天皇に亘らせられる、まだ皇太子であつた時蘇我入鹿の專横なるを惡み潛かに藤原鎌足に謀つて之を除かんとせられ、蘇我倉山田石川麿の女を納れて妃となし其の援けさせられた。會々皇極天皇四年六月三禰進貢の事あつて天皇大極殿に御し入鹿も亦朝服



して参入した、この機会を逸すべからずと謀り、入鹿を誅し入鹿の父蝦夷尋いて又誅滅した天皇位を皇子に傳へんことをせられたが皇子は辭意があり、密に天皇に奏して孝徳天皇に譲られんことを請ひ、孝徳天皇の即位せらるゝや皇子又皇太子となつて天皇を補佐し改革の政を布き所謂大化の改新を行はれた。更に皇極天皇重祚して齋明天皇とならせ給ふや。皇太子として補佐せられたが七年正月天皇崩御せられたから皇太子素服して制を稱し猶位に即かれず。壬戌歳百濟が唐、新羅の連合軍の爲めに侵さるゝことがあつたから太子阿部比羅夫を遣はして之を救はしめられたが不幸にして我軍利あらず百濟遂に新羅の爲めに亡ばされた。又甲子歳冠位十二階を制定し元年正月三日初めて即位せられた。齊明天皇を殞してから實に六年の後である。この年唐高麗を滅ぼし是より先百濟既に亡び新羅は唐の節度を奉ずるのみでなく、天皇内治に意を注がれ海外の恢典に意志がなかつたから朝鮮全部彼の屬國たるに至つた。三年正月朝廷の禮節及び行路相避の儀を制し二月戸籍を作られた。即ち庚午年籍と稱するものである。四年六月天皇不豫、時に皇太弟大海人の皇子(後の天武天皇)俄に太子を辭して吉野に入られ十二月三日天皇崩御御壽四十六

### 弘文天皇長等山前陵

大津市字南淨慶にありて、圓墳、周圍空陸、土手、生垣等にて回らす。帝は初め伊賀皇子と稱し、天智帝の長子、御名は大友、天智帝四年正月太政大臣を拜す、皇子にして大臣に任ぜられし初めなり。十月庚申帝崩御大海皇子儲位を辭して出家す、是に於て大友皇太子となり、十二月即位の大禮また有らざるに壬申の亂あり、元年七月廿三日、帝山前に崩せらる。故に國史に大友皇子と稱して、一世に立てざりしを權中納言徳川光國大日本史を編集し、始て天皇大友を本記に入る、明治三年七月弘文天皇と謚號す。

## 第八回行程

(大正十五年九月巡拜)

### 慶光天皇盧山寺陵

(寺間廣小路上ル)

天皇は東山天皇の皇子直仁親王の子にして、典仁親王と云ふ。寛保二年中御門帝の猶子となり三年親王となる。安永九年一品に至る寛岐六年太陽曆八月一日薨す。年六十二。自在王院と號す。親王の子光格天皇位に即き親王を尊んで太上天皇と爲さん欲し、權大

納言中山愛親卿を關東に諮る。明治十七年二月七日慶光天皇ご謚す。

五六

### 附近の名蹟

御所仙洞御所拜觀 桓武天皇平安奠都の際造營された内裡は大内裡（北一條通南二條通東大宮通西御前通）の殆ど中央にあつたので、今の皇居よりは遙に西方で少し南に當つてゐる。（北中立賣通、南出水の少し北東淨福寺通の東、土屋町の西）皇居衰廢するに及び里内裏の御使用始まり、市内數ヶ所に轉々したが、南北朝時代、北朝の光明院が今の皇居（當時東洞院土御門内裡にいつた）に御住居になつてから、遂に永く皇居となつた。應仁亂後甚だしく荒廢したのを、織田豊臣二氏が復興し、徳川氏に至り舊觀に復したが、その後屢々大火の爲に炎上し、今の皇居は安政三年建造されたものである。

仙洞御所 御水尾上皇の御隠居所として造營せられた所であるが、その後數回炎上して遂に造營せられない。唯幽邃閑雅の林泉が御垣の内に舊觀を傳へてゐる。

大宮御所 徳川幕府が東福門院の爲に造進した所で、當時は皇居よりも麗しいと稱せられた。安政の火災に燒失した後、再造した常御殿が残つてゐる御苑皇居の周圍の御庭で、周圍約一里南北に長い長方形の廣い地域（面積廿六萬八千坪）である、明治の初年迄は、宮

家、公卿等の邸宅が狭い道路を挟んで、皇居の周圍に連なつてゐた。車駕東京へ遷られて後漸次取拂はれて空地となつたのを、明治天皇の思召で、種々の樹木を栽ゑて御苑とせられたのである。御苑の内に舊時の面影を残すものは、明治天皇の産湯に御用ゐになつた、「祐の井」（皇居の東北、中山邸のあにに鐵柵で圍まれてゐる）九條家の林泉（堺町御門を入つた西方林間にある）後水尾帝遺愛の「車返の櫻」（中立賣御門を入つた所）等である。堺町御門、蛤御門は元治元年長州藩の兵が侵入した時激戦した所だが、御門は今の位置より各約二三十間内方にあつたのである。

△梨木神社 三條實萬公同實美公を祀る別格官幣社もこの地三條家邸宅のありしあと

△護王神社 和氣清麿公同姉廣虫を祀る別格官幣社もこの地の神護寺境内に祀られしに明治十九年今の地に遷たのである。

すめらぎの神のみ節の絶えせぬは君た、れしによりてなりけり

## 第九回行程

（大正十五年十月巡拜）

### 神武天皇畝傍山東北陵

(大和國高市郡白檜村大字洞三サンザイ)

五八

御名は神日本盤余彦尊と申上ぐ、人皇第一代の帝にまします、日向國高千穂の宮に御座しました。昔天照大神此の豊葦原の瑞穂國を皇孫瓊々杵尊に授け給ふ。雖も時運草昧なりしかば此の西偏を治めて今に至れり、此れを以て遼遼の地は未だ王澤に霑はず。東方に青山四圍の美地あり。國の中區にして天業を弘め天下に光宅するに宜し。速かに就いて彼地に都すべし。宜ふき諸皇子皆之に贊意を表せられ。天皇仍て皇族群臣を率ひ五畿の惡者共を平け給ひ。都を大和國畝傍山の麓檜原の地に奠め始めて天皇の位に即き給ふ。時御年五十七、天皇常に三種の神器と床を共にし給ひ。皇祖の御靈を御拜あらせられた。御陵は小圓墳にて周圍東西七十三間南北六十四間の土壘を廻らし。其の外に濠を廻らし。外廊東西百二十六間南北九十五間の石の玉垣あり。

### 緩靖天皇桃花鳥田丘上陵

(大和國高市郡白檜村大字四條)

御名は神淳名川耳尊、神武帝第三の皇子御母は五十鈴媛の命。第二代の天皇、四十年立つて

皇太子となり。父帝崩御の後御即位あらせらる。

御陵高さ十尺徑九間餘の圓墳にて周圍百九十九間

### 安寧天皇御陰井上陵(大和國高市郡白檜村大字吉田御陰井の西北)

御名は磯城津彦玉手看尊。靖帝の皇長子御母は事代主命の女五十鈴依媛命。二十五皇太子となり。高岡の宮より都を大和國片塩浮大宮に遷し給ふ。御陵高さ三十餘尺周圍二百九十三間

### 懿德天皇緞沙溪上陵(大和國高市郡白檜村字畝傍眞名子谷)

御名大日本彦祖友尊。安寧帝第二皇子御母は淳名底仲媛。四十四にて位に即き給ひ。都を大和國輕地に遷し給ひ。曲峽宮に座しぬ。今の白檜村の東部なり。御陵周圍二百八十八間。南面の山形である。

### 檜原神宮

五九

神武天皇の御高座に即はせ給ふ靈地にして神武天皇及び皇后媛踏五十鈴媛尊の御神靈を奉祀す御本殿は京都御所舊春興殿を遷せんものなりと。

### 第十回行程

(大正十五年十一月巡拜)

#### 文德天皇田邑陵

(太秦村大字中野字三尾山)

御名は直康世に田邑帝と稱す仁明天皇の第一皇子、天皇幼にして端姿大人の如く早くより御聰明の氣現はる御年九才にして元服させ給ひ皇太子となり先帝朝御の後を承けて御位に即き給ふ、天皇學問極めて博く御登極の後心を政事に留め給ひよく民を恵み給ひ政事頗る公平に行はれ世の中頗る大平御在位九年御壽三十二

#### 後宇多天皇蓮華峰寺陵

(嵯峨町大字上嵯峨村字長刀阪)

御名は世仁法諱は金剛性龜山帝第二皇子八才にして登極第九十一代の帝に亘らせられ龜山帝院政を行はせられ文永弘安兩度蒙古入寇上皇親ら石清水に詣て又勅使を伊勢大廟に遣はし身を以て國難に代らんを祈らせ給ふた、それがあらぬか七月にわか大風起り敵艦漂蕩

破碎し我將士之に乗じて敵を大破せり、天皇御即位以來學問を専らにし宏覽博識を政體に練達し佛典の蘊奥を極められた、元享四年六月二十四日崩去御壽五十八

#### 後龜山天皇嵯峨小倉陵

(嵯峨町上嵯峨字小倉山)

御名照成法諱を金剛心と申す後村上天皇の第二皇子長慶天皇の後を承けて登極第九十九代の帝に當らせられ足利義滿多年の兵亂に苦しみて漸く平和を希望し元中九年十月大内義興を介して和議を需め天皇遂に之を許し給ひ閏十月入洛し後小松天皇と父子の義を結び神器を授け給ふた因て天皇を尊びて太上天皇と號し奉る後ち嵯峨大覺寺に入り給ひ南北朝分立すること凡五十餘年茲に至つて初めて合一することとなりなつた天皇在位二十四年

#### 附近名勝古蹟

直指庵老女村岡再興其の老後を養ひし處贈從四位津崎村岡の墓あり、小倉山は陵の西南一帯の小丘を云ふ、古來紅葉の名所として多く歌に詠まる平安朝天皇御行幸ありしこと數次「小倉山峰の紅葉葉心あらば今一度の御幸またなむ」貞信公の詠は人口に膾炙す 往生院は祇王寺と稱す祇王祇女佛御前の墳墓及び新田義貞の首塚あり。

二尊院 小倉山に號す天台宗に屬す承和年中嵯峨帝勅願を中世天台、律、去相、淨土の四宗兼學道場となり朝野歸依を得た、應仁亂後荒廢した江戸時代になつて再建今も本堂や阿彌陀堂を存す、境内に嵯峨土御門後嵯峨三天皇の御塔伊藤仁齊角倉了以等有名な人の墓有常寂光寺 二尊院の南隣法華宗の道場、小督局の遺物あり寺の後多寶塔は靈元帝の勅建と稱し保護建造物

## 第十一回行程

(大正十五年十二月巡拜)

### 二條天皇香隆寺陵

(市内衣笠町)

御名は守仁後白河帝の皇長子御年十六才にして位に即き給ふ、平治元年源義朝藤原信賴と謀り畏れ多くも上皇及帝を宮中に幽し奉りしが、帝潛に平清盛邸に幸し其兵を以て賊を討たしめ給ひしに信賴誅に伏し義朝東へ走り家臣長田の爲に斬らるゝ順なりと云ふべし、こゝに於て之を平治の亂と云ふ、元萬元年七月二條院に崩し給ふ御壽二十三

### 二條離宮拜觀

二條城は永祿十二年織田信長始めて此に築き一時荒廢徳川家康再築宮殿華麗を窮極し、更に伏見城の天守及殿舎を移し造營す、徳川十五代將軍慶喜居を此の城に移し本丸の東北隅に一館を建て住す、三年十月十三日慶喜城中の大廣間に在京の四十餘藩の重臣を會し大政奉還の事を議し明日上書して政權を朝廷に還し奉る而して慶喜麾下を率ひて大阪城に徒るに及び朝廷此の城を收め翌明治元年正月二十七日令して太政官代さなし宮中の庶政此に理す明治天皇東遷の後も暫く府廳を此に移せしが十七年七月改めて離宮とす。

## ◇ 参拜案内

皇陵に参拜せんご欲する者は清淨な心持ちで不敬に涉らぬやうに氣を付けることが第一です、次に天皇の御事蹟や其の當時の状況を十分に調べて置くことよろしい、御陵墓に行きて陵墓守長殿に出會ふことができれば結構ですが、會へなくとも各陵墓には其所を守護し奉つてゐる陵墓守部或は管守と云ふ役人が一人或は數人必ずおられます(公休日を除いて)萬

事この人の指揮を仰げば不都合のない様に極めて親切に取り計て下さいませ、一つの御陵に参拜すれば次に参拜する順路等も正しく教へて下さいませ。申すまでもなく案内人ではありませんから相當の敬意をはらねばなりません、有位有勳者或は判任待遇以上の者は相當の禮服又は制服を着してをれば申し出により資格参拜も出来ませ、團體等の参拜の時には前以て官内省諸陵寮頭杉閣下に参拜せんとする陵墓を記載して願書を提出するのがよろしいが而し其の筋の御手数を煩はすも甚だ恐縮でありますし最も手取り早い便利な方法としては當該地方の陵墓監殿か陵墓守長殿に豫め御依頼状を差し出して置けば極めて莊嚴裡に参拜が出来て眞に結構です(但し手續をせねばならぬといふことはありませぬ)時間は午前八時乃至九時から午後四時までがよろしい、次に便宜上全国各地散在の御陵關係官内官各位の御芳名を参拜行程表を附記して参考に供します。

植松陵墓監殿 京都市上京區御 苑内内匠寮出張 所長官會	北島陵墓守長殿 京府紀伊郡深 草町大龜谷八島	十一 京府紀伊郡伏 見町一丁目	西野陵墓守長殿 京府紀伊郡伏 見町五丁目	吉村陵墓守長殿 京府紀伊郡堀 内村堀内本田上	清水陵墓守長殿 京府宇治郡山 科町勤修寺	西野陵墓守長殿 京府紀伊郡堀 内村堀内本田上	京府宇治郡山 科町勤修寺	西野陵墓守長殿 京府紀伊郡堀 内村堀内本田上	京府宇治郡山 科町勤修寺
--------------------------------------	------------------------------	-----------------------	----------------------------	------------------------------	----------------------------	------------------------------	-----------------	------------------------------	-----------------

伏見松林院 深草北 深草明寺 大光提院 成善提院 安樂壽院南 安樂壽院南 小野院南 九條南 月輪東山 中月輪東山 後月輪東山 後月輪東山 觀音寺 鳥戸野 山科階 粟田山階 十樂院上 清閑寺 法住寺	勝田陵墓監殿 京都市上京區淨 土寺西田町九 皆川陵墓守長殿 京府葛野郡花 園村花岡	田中陵墓守長殿 京府下京區泉 涌寺門前町	田中陵墓守長殿 京府下京區泉 涌寺門前町	田中陵墓守長殿 京府下京區泉 涌寺門前町	田中陵墓守長殿 京府下京區泉 涌寺門前町	田中陵墓守長殿 京府下京區泉 涌寺門前町	田中陵墓守長殿 京府下京區泉 涌寺門前町	田中陵墓守長殿 京府下京區泉 涌寺門前町	田中陵墓守長殿 京府下京區泉 涌寺門前町
---	--	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

<b>部坂忍</b>	<b>部隈檜</b>	<b>部上掖</b>	<b>部傍畝</b>
倉押吉真身劍檜檜檜掖白玉埴越	限限限限限限限限限限限限限限限限	上上上上上上上上上上上上上上上上	畝傍山東北陵 桃花鳥田丘上陵 畝傍山西南御陰井上陵 畝傍山南糺沙溪上陵
五味原陵墓守長殿 瀬町初瀬	多根井陵墓守長殿 奈良縣高市郡白 五檀村五條町六六	西尾陵墓守長殿 奈良縣南葛城郡 葛村古瀬	河村陵墓守長殿 奈良市北町 前陵墓守長殿 奈良縣高市郡八 木町八木

<b>部原大</b>	<b>部川白</b>	<b>部邑田</b>	<b>部岡樂神</b>
大大北岩花花園圓圓圓後圓後村大後田神櫻菩盧	原原白倉河東西寺寺寺寺	陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵	陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵陵
野口陵墓守長殿 京都府愛宕郡大 原二七二大	岩倉陵墓守長殿 京都市上京區田 中上柳町三二	大槻陵墓守長殿 京都市上京區東 入東樓町五九東寺	九鬼陵墓守長殿 京都市上京區下 鴨宮崎町六一

<b>部原菅</b>	<b>部紀佐</b>	<b>部良奈</b>	<b>部原田</b>	<b>部邊山</b>
菅菅原原伏見東西陵	平楊狹狹高狹奈奈春佐佐八田田山山	保保保保保保保保保保保保保保保保	原原原原原原原原原原原原原原原原	山山山山山山山山山山山山山山山山
木多陵墓守長殿 山奈良縣生駒郡	兼勸河村陵墓監殿 豐田陵墓守長殿	桑原陵墓守長殿 奈良市法連町一 一四三井田方	豐田陵墓守長殿 奈良縣生駒郡都 跡村佐紀	玉井榮陵墓守長殿 奈良縣磯城郡島 村

<b>部國山</b>	<b>部原金</b>	<b>部峨嵯</b>	<b>部山北</b>
山後山山山山山山山山山山山山山山山山	宇大原大金高今嵯嵯蓮龜嵯水嵯	峨嵯峨嵯峨嵯峨嵯峨嵯峨嵯峨嵯峨嵯峨嵯	香北紙般隆屋舟寺上院
藤野陵墓守長殿 京都府北桑田郡	柚木陵墓守長殿 京都府乙訓郡向 内三	野路井陵墓守長殿 京都府葛野郡嵯 峨町上嵯峨	芝原陵墓守長殿 京都市上京區一 條通御前通西區入

吾平部	高屋部	可愛部	高野山部	阿彌陀寺部
吾平山上陵	高屋山上陵	可愛山陵	高野山陵	阿彌陀寺陵
鎌田鹿兒島縣肝屬郡 始其村上名二二三番戶	岩元陵墓守長殿 ○佛兒島郡始其郡 溝邊村施三六七	上村陵墓守長殿 鹿兒島縣薩摩郡 東水引村宮内一五二九	宮尾陵墓守長殿 和歌山縣伊都郡 高野村高野山	(管守備証) 松浦管守殿 下關市赤間宮社務 所内

磯長部	高鷺部	古市部	宇智部	吉野部	傍丘部
磯長山田長陵	河内磯長中尾陵 河内坂門原陵 河内生坂本原陵 丹比高鷺原陵 惠我長野西陵 仲津山北陵 古市高屋丘陵 古市高屋丘陵 惠我藻伏岡陵	古市高屋丘陵 古市高屋丘陵 古市高屋丘陵 古市高屋丘陵 古市高屋丘陵 古市高屋丘陵 古市高屋丘陵 古市高屋丘陵	宇智野陵 宇智野陵 宇智野陵 宇智野陵 宇智野陵 宇智野陵 宇智野陵 宇智野陵	吉野尾陵 吉野尾陵 吉野尾陵 吉野尾陵 吉野尾陵 吉野尾陵 吉野尾陵 吉野尾陵	傍丘磐坏丘南陵 傍丘盤坏丘北陵 傍丘馬坂陵 傍丘馬坂陵 傍丘馬坂陵 傍丘馬坂陵 傍丘馬坂陵 傍丘馬坂陵
羽山陵墓守長殿 大阪府南河内郡 山田村山田	池田陵墓守長殿 大阪府南河内郡 古市町古市三九	杉田陵墓守長殿 大阪府河内郡 市町古市	松葉陵墓監殿 大阪府南河内郡 山田村山田	岡松陵墓守長殿 奈良縣宇智郡野 原村野原	兼勤西尾陵墓守長殿 志都美村上中 黑松陵墓守長殿 奈良縣北葛城郡 志都美村上中

白峰部	息長部	等長部	日岡部	淡路部	三島部	百舌鳥部	尾槍部
白峰陵	息長陵	等長山前陵	日岡陵	淡路陵	三島藍野陵	百舌鳥耳原北陵 百舌鳥耳原中陵 百舌鳥耳原南陵	尾槍尾陵
綾陵墓守長殿 香川縣綾郡林 田村七七〇	堀居陵墓守長殿 滋賀縣坂田郡大 原村居田	澤井陵墓守長殿 京都市下京區今 熊野實藏町八	荒川陵墓守長殿 兵庫縣加古郡永 丘村大野	印部陵墓守長殿 兵庫縣三原郡賀 集村八幡	清海陵墓守長殿 京都市上京區岡 崎南御所町	青木陵墓守長殿 堺市軸松村七四	西端陵墓守長殿 大阪府南河内郡 川上村寺元



◎ 天皇御陵

(沿道の御陵墓  
及び史蹟其他)

▲第一回 京阪伏見停留所下車

明治天皇伏見桃山陵

桓武天皇柏原陵

仁明天皇深草陵

後深草天皇深草北陵外十一方

仲恭天皇九條陵

▲第二回 市電城南宮道下車

近衛天皇安樂壽院南陵

鳥羽天皇安樂壽院陵

白河天皇成菩提院陵

▲第三回 市電妙法院下車

孝明天皇後月輪東陵

御香宮後崇光大光明寺陵乃木神社

昭憲皇太后陵

京阪電車丹波橋より師團前迄電車

嘉祥寺ミ善福寺真宗院

安樂壽院

北向不動院

城南宮兩本願寺

英昭皇太后後月輪東北陵

後堀河天皇觀音寺陵

四條天皇月輪陵外十三方

後白河天皇法住寺陵

六條天皇清閑寺陵外一方

▲第四回 市電古門前下車

花園天皇十樂院上陵

冷泉天皇櫻本陵

陽成天皇神樂岡東陵

後一條天皇菩提樹院陵

後二條天皇北白河陵

▲第五回 叡電山鏡八潮終點下車

後鳥天皇大原陵外一方

泉涌寺 今熊野觀音 中尾陵 鳥邊野陵  
三十三間堂 養源院 京都博物館 方廣寺  
知積院 新日吉社 豐國廟 正林寺 清閑寺  
清水寺 或就院 西大谷 六波羅密寺 八  
阪神社 平安神宮 南禪寺 永觀堂 日吉神  
地院 粟田山陵 南禪寺 永觀堂 日吉神  
社 眞如寺

後冷泉天皇中宮陵 吉田山を越宗像神社

吉田神社 帝大學の東より

後醍醐天皇皇子邦良親王墓 下賀茂神社

盧山寺陵 梨木神社 御所大宮御所護王

神社

三千院 大原西陵 寂光院 八潮より電車  
三宅八幡下車 三宅八幡 修學院 離宮  
岩倉陵 岩倉觀音

▲第六回 京津電車御陵前下車

天智天皇山科陵

後山階陵

弘文天皇長等山前陵

長等神社 三井寺

▲第七回 殿田驛汽車 或ハ京都北野ヨリ自動車

後花園天皇後山國陵

光嚴院 山國陵 常昭寺

▲第八回 汽車又ハ電車サガ

後龜山天皇嵯峨小倉陵

義貞首塚 二尊院 嵯峨陵

清和天皇水尾山陵

常寐光寺 祇王寺

▲第九回 嵐山電車鳴瀧下車

文德天皇田邑陵

暲子内親王墓 廣澤池 稚兒森

後宇多天皇蓮華峰寺陵

嵐山

嵯峨天皇嵯峨山上陵

大覺寺 今林陵 釋迦堂 楠正行首塚 天龍寺

後嵯峨天皇嵯峨南陵

梅ノ宮

龜山天皇龜山陵

龜山公園 松尾神社

▲第十回 京都市電千本今出川下車

花山天皇紙屋上陵

般舟院陵 天滿宮 平野神社

三條天皇北山陵

金閣寺 白河天皇及後朱雀天皇火葬塚

二條天皇香隆寺陵

眞如寺 等持院

▲第十一回 嵐電北野ヨリ龍安寺停留所下車

後朱雀天皇圓乘寺陵外二方陵

龍安寺 虎ノ子渡 圓乘寺東陵

一條天皇圓融寺北陵外一方

圓融天皇火葬塚

宇多天皇大内山陵

村上天皇村上陵

御室八十八ヶ所

圓融天皇後村上陵

仁和寺 妙心寺

光孝天皇後田邑陵

花園東陵 花園西陵 仁和寺宮墓

▲第十二回 京阪電車六地藏下車

朱雀天皇醍醐陵

醍醐天皇後山科陵

▲第十三回 向日町驛下車

淳和天皇大原野西嶺上陵

▲第十四回 山崎驛下車

土御門天皇金原陵

繼體天皇三島藍野陵

▲第十五回 大軌西大寺下車

稱德(孝謙)天皇高野陵

成務天皇狹城盾列池後陵

平城天皇提梅陵

▲第十六回 奈良驛下車

醍醐寺 三寶院

本光寺 願德寺 高島陵 地藏院 大原野神社 勝持寺

開法寺 小倉

神功皇后陵日葉酢媛命陵

西本寺 秋篠寺

平城宮址 法華寺

開化天皇春日率川坂上陵

光仁天皇田原東陵

▲第十七回 大軌尼ヶ辻下車

垂仁天皇菅原伏見東陵

安康天皇菅原休見西陵

▲第十八回 奈良驛下車

聖武天皇佐保山南陵

元正天皇奈保山西陵

元明天皇奈保山東陵

▲第十九回 柳本驛下車

崇神天皇山邊道勾岡上陵

猿澤池 漢國神社 平川神社 興福寺東金堂 北圓堂 南圓堂 氷室神社 博物館 嫩草山 春日神社 春日宮 天皇陵

菅原神社 菅原寺 唐招提寺 藥師寺 八幡神社

佐保山東陵 多門城址 興福寺 大山守 皇子墓 那富山墓

般若寺 東大寺

衾田陵

景行天皇山邊道上陵

長岳寺

▲第廿一回 櫻井驛下車

舒明天皇押坂内陵

崇峻天皇倉梯岡上陵

▲第廿一回 畝傍驛又ハ大軌陵下車

綏靖天皇桃花鳥田丘上陵

神武天皇畝傍山東北陵

懿德天皇畝傍山南緞沙溪上陵

安寧天皇畝傍山西南御陰井上陵

▲第廿二回 大軌橿原神宮前下車

宣化天皇身狹桃花鳥坂上陵

押坂内墓 鏡王女墓 大神々社 長谷寺  
宗塚神社 山口神社 生根明神普賢岩屋  
談山神社 聖我寺 申塚文珠院

飛鳥川

國源寺址 畝傍山北墓 洞の先古墳 畝傍山 天窪寺址 橿原神宮

久米寺 久米御縣神社 身狹桃花鳥院墓  
川西千塚

孝元天皇劔池島上陵

欽明天皇檜隈阪合陵

天武天皇外一方檜隈大内陵

文武天皇檜隈安古岡上陵

▲第廿三回 靈坂驛下車

齊明天皇越智岡上陵

孝安天皇王手丘上陵

孝昭天皇掖坂博多山上陵

▲第廿四回 橿原神社前(大軌)下車

後醍醐天皇塔尾陵

厩阪寺 石川精舍址 劔池 大野丘北塔址  
豐浦寺址 甘橋岡神社  
經寺址 丸山古墳 牟佐神社 檜隈墓ミ石人

葛蒲池古墳 安林寺址 橘寺 岡寺 酒磐  
法興寺 飛鳥神社  
吳津孫神社 檜川寺址

天津石門別神社 興雲寺 太田皇女墓

掖上曠問丘 茅原寺 白鳥陵  
室大墓 鴨都波神社

乘換六田着下  
吉野川吉野大橋 藏玉堂 威徳天神社 實  
城寺 東南院 吉水神社 櫻本坊勝手明神  
村上義隆墓 如意輪寺 世奏親王墓竹林院

▲第廿五回 下田驛下車

顯宗天皇傍丘磐杯南陵  
武烈天皇傍丘磐杯北陵

▲第廿六回 王寺下車

孝靈天皇傍丘鳥阪陵

▲第廿七回 土師の里驛下車

允恭天皇惠我長野北陵

雄略天皇丹比高鷲原陵

▲第廿八回 古市驛下車

安閑天皇古市高屋丘陵  
清寧天皇河内坂門原陵

常麻寺 鹿島神社 石器時代の遺蹟

放光寺 龍田神社 法隆寺 中宮寺 法輪寺 法起寺

國府村の大礎石 石器時代の遺蹟 長持山 仲津山陵 道成寺 土師神社

明教寺 明治天皇舊跡 大日寺

古市高屋陵 西林寺址 伊波宮

日本武尊白馬陵

植生崗上墓

長野神社 辛成神社

譽田神社 蒲田隼人墓

壺井八幡宮 通法寺址 源家三代墓 得生寺 佛明寺址

山田麻呂塚 鹿谷寺址

飛鳥千塚 妙見寺 蘇我子の墳 聖德太子磯長墓 西方院三尾の墓 南林寺

箸塚 烏帽子城址 河合寺 觀心寺 延命寺 千草城址 金剛山 赤坂城址 金剛寺

仁賢天皇殖生坂本陵

仲哀天皇惠我長野西陵

應神天皇惠我藻伏崗陵

▲第廿九回 喜志太子口驛下車

敏達天皇河内磯長中尾陵

推古天皇磯長山田陵

用明天皇河内磯長原陵

▲第卅回 長野驛下車

後村上天皇檜尾陵

▲第卅一回 堺着下車

反正天皇百舌鳥耳原北陵

方達神社 妙國寺 菅原神社 開口神社 堺港

仁德天皇百舌鳥原中陵

大安寺 百舌鳥神社 仁山田墳

履中天皇百舌鳥原南陵

石津家原寺 石津神社 大鳥神社 濱寺公園

▲第卅二回 大阪築港出帆淡路福瓦港

淳仁天皇淡路陵

大夫人山背淡路墓 野邊宮 丘の松 賀集八幡宮 賀集盛政城址 福良町

▲第卅三回 宇野港大阪築港—高松—鴨川驛下車

崇德天皇白峰山陵

白峰寺 高松市 屋島喜通寺 金劔羅宮

安德天皇阿彌陀寺陵 下關驛下車

檀の浦 龜山八幡 赤間宮 平家一門墓

◎次に記載し奉ったのは國定國史教科書中に現はれ給ふ方々の御陵御所在地であります

瓊々杵尊 鹿兒島縣薩摩郡東水引村字宮内可愛山

皇極天皇 奈良縣高市郡越智岡大字東木齊明天皇 字天皇

神武天皇 奈良縣高市郡白檜村大字洞景行天皇 奈良縣磯城郡柳本村大字遊谷字狐ノ穴

孝德天皇 大阪府南河内郡山田村大字山田

仲哀天皇 大阪府南河内郡藤井寺村大字岡

天智天皇 京都府宇治郡山科村大字御陵文武天皇 奈良縣高市郡阪合村

神功皇后 奈良縣生駒郡平城村大字山陵守宮ノ谷

元明天皇 奈良縣奈良市奈良阪町字辨財天山

應神天皇 大阪府南河内郡古市村大字譽田

聖德天皇 奈良縣添上郡佐保村大字法蓮光明皇后 奈良縣添上郡佐保村大字法蓮

仁德天皇 大阪府泉北郡船松村

稱徳天皇 奈良縣生駒郡平城大字山陵

欽明天皇 奈良縣高市郡阪合村大字平田

光仁天皇 奈良縣添上郡田原村大字日笠

推古天皇 大阪府南河内郡山田村字山田

桓武天皇 京都府紀伊郡堀内村字永井久太郎

舒明天皇 奈良縣磯城郡城島村大字忍坂

清和天皇 京都府高野郡嵯峨村大字水尾

字多 天皇 京都府葛野郡花園村大字字多

野

醍醐 天皇 京都府宇治郡醍醐村大字醍醐

一條 天皇 京都府葛野郡花園村大字谷口

字朱山

三條 天皇 京都市衣笠大字北山

後三條帝の御母皇后禎子内親王

京都府葛野郡花園村大字谷口

後一條天皇 京都府京都市吉田町字神樂岡

後冷泉天皇 京都府葛野郡花園村大字谷口

後三條天皇 京都府葛野郡花園村大字谷口

白河 天皇 京都府紀伊郡竹田村字淨菩提

院

堀河 天皇 京都府葛野郡花園村大字谷口

崇德 天皇 香川縣綾歌郡松郡松山村大字

青海

後白河天皇 京都市三十三間堂廻

二條 天皇 京都市衣笠町大字北山

安徳 天皇 山口縣下關市大字阿彌陀寺

後鳥羽天皇 京都府愛宕郡大原村大字大原

土御門天皇 京都府乙訓郡海印寺大字金ヶ

原

順徳 天皇 京都府愛宕郡大原村大字大原

仲恭 天皇 京都府紀伊郡深草村大字福稻

後堀河天皇 京都市泉涌寺町

龜山 天皇 京都府葛野郡嵯峨町大字天龍

寺内

後宇多天皇 京都府葛野郡嵯峨町字上嵯峨

後醍醐天皇 奈良縣吉野村大字吉野山

後村上天皇 大阪府南河内郡川上村大字寺

元

後龜山天皇 京都府葛野郡嵯峨町大字上嵯

峨

後小松天皇 京都府紀伊郡深草町大字深草

後花園天皇 京都府北桑田郡山國村大字井

戸

後奈良天皇 京都府紀伊郡深草村大字深草

正親町天皇 京都府紀伊郡深草村大字深草

後陽成天皇 京都府紀伊郡深草村大字深草

後水尾天皇 京都市泉涌寺山内

明正 天皇 京都市泉涌寺山内

後光明天皇 京都市泉涌寺山内

東山 天皇 京都市泉涌寺山内

中御門天皇 京都市泉涌寺山内

孝明 天皇 京都市泉涌寺山内

明治 天皇 京都府紀伊郡伏見桃山

昭憲皇太后 京都府紀伊郡伏見桃山

●昭和二年度本會參拜豫定 (多少變更スルコトアルヲ計ラズ)

一月 (其都度前以て會員には通知するのみならず各種新聞紙上に發表す)

明治 天皇陵 昭憲皇太天皇陵 に參拜 京阪電車桃山停留所下車

二月

後朱雀天皇陵 堀河 天皇陵 一條 天皇陵 後三條天皇陵 後冷泉天皇陵 皇后禰子内親王陵 參拜 嵐電北野線龍安寺下車

三月

朱雀 天皇陵 醍醐 天皇陵 參拜 京阪電車六地藏下車

四月

稱徳 天皇陵 神功 皇后陵 成務 天皇陵 日葉酢媛皇后陵 平城 天皇陵 參拜 大軌線西大寺下車

五月

後醍醐天皇陵吉野神社 參拜 吉野停車場

六月

伊勢 大廟 參拜

七月

仁徳 天皇陵 反正 天皇陵 履仲 天皇陵 大島 神社 參拜

八月

●思想善導通俗講演會

九月

清和 天皇陵 參拜 嵐山電車嵯峨終點下車

十月

安閑 天皇陵 日本武尊白鳥皇陵清寧 天皇陵 仁賢 天皇陵 仲哀天皇陵 應神 天皇陵 參拜 古市驛下車

十一月

舒明天皇陵 崇峻天皇陵 參拜 櫻井驛下車

十二月

三條天皇陵 花山天皇陵 參拜 市電北野下車



# 京都参陵會々則

八六

## 目的

一本會は皇陵に参拜し以て國體の眞締を體し皇恩を謝し奉り敬神崇祖の念の涵養に勉む併て附近の名所舊蹟を探り身心の修養に資す

## 名稱

一本會を京都参陵會と稱す

## 會規

- 一 参陵は毎月一回を原則とす 但し幹事會の決議により變更するこゝとあり
- 一 毎年一回伊勢大廟及び伏見桃山陵に参拜すべきものとす
- 一 時々講演會を催し且つ會誌を發刊する事あり
- 一 入會希望者は現會員の紹介を要す
- 一 退會は自由たるべし
- 一 會員は會費として一ヶ月金五拾錢を賦出し經常費に當つ
- 一 本會收支決算は毎年一回總會の席にて報告するものとす

一本會は會務の便宜上會員中より左の事務を依頼すべき人を選びて幹事となす

世話役 五名

會計 壹名

會代表者 壹名

一 幹事は會員の都合により時々變更するこゝとあるも別に任期を定めず

一 會員は参拜の際は必ず徽章を佩用すべし

紀元貳千五百八拾五年十二月

皇孫殿下御降誕記念創立

# 京都参陵會

事務所 京都三條通東洞院東入

一 岡平三 頁方

電話中 九〇〇三番  
一三〇八五番

會員

(いろは順)○印は本會役員

三條通東洞院東入 ○一岡平三良  
 姉小路富小路東入 伊庭喜兵衛  
 錦通室町西入 ○石田勘兵衛  
 榎木町淨福寺西入中務町 伊藤 直澄  
 堺町三條下ル加藤專藏方 磯田 富藏  
 今熊野寶藏町 伊藤 令一  
 烏丸三條上ル 伊藤彦三郎  
 六鹿 清治  
 東洞院綾小路下ル 萩 安次郎  
 榎木町堀川西入 羽淵 繁藏  
 下鴨芝本町三八 丹羽鐵之助  
 上京區衣笠等持院 西谷誠次郎  
 寺町五條下ル 西村卯三郎  
 御池通高倉西入 祝部 鼎二  
 三條寺町東入 堀部 良雄  
 平野神社鳥居前下ル東入 ○奥田 安藏

三條通寺町東入 奥村政次郎  
 寺町廣小路下ル東入ル ○大槻岩次郎  
 室町中立賣下ル ○大城戶傳次  
 佛光寺通室町西入 大井喜一郎  
 押小路烏丸東入 太田政次郎  
 下鴨出雲東橋東入 尾崎清太郎  
 烏丸蛸藥師下ル丸二商店内 脇野 一郎  
 堺町三條下ル ○加藤 專藏  
 新門前通東山線西入 鴨下常三郎  
 六角通烏丸東入 河川金之助  
 大阪市西玉阿波座中通一丁目  
 高木商店内 河内 誠一  
 烏丸押小路上ル 吉田勘兵衛  
 高倉通竹屋町下ル 吉田常次郎  
 大宮通今出川上ル 吉田 孝三  
 東洞院錦小路上ル 川中榮二郎

市外山科町西野 田村喜之助  
 綾小路高倉東入 竹内正三郎  
 室町佛光寺上ル 谷利 宇助  
 錦小路高倉西入 高西榮三郎  
 小川通二條上ル 内藤 良耕  
 一條御前通西入 中村 謙二  
 堀川夷川下ル 中村三次郎  
 七條大宮西二丁和氣町三 村上彌三郎  
 室町下立賣上ル 上村文四郎  
 市外花園木辻 植村平次郎  
 市外嵯峨町 野路井秀盛  
 河原町三條上ル一筋目東入 粟本 貫一  
 高倉通夷川上ル 桑田 武雄  
 下鴨宮崎町 九鬼 隆保  
 西堀川榎木町上ル 國枝豊之助  
 同 國枝得之助  
 寺町竹屋町上ル藤本方 山田太兵衛

大宮通今出川上ル 山田 茂助  
 堺町通御池上ル 松澤 經三  
 蛸藥師通富小路西入 山根宗太郎  
 二條通東洞院東入 松尾清之丞  
 新町通松原上ル 松田伊太郎  
 麩屋町二條上ル 松本善兵衛  
 六角大宮西入武神社社内 近藤 徳八  
 市外花園 孝學 友彦  
 蛸藥師東洞院東入 小山 駒藏  
 小川通二條下ル 小林又一郎  
 同 海老原爲三郎  
 海老原 建吉  
 黑門通出水上ル 寺島 三郎  
 東山靈山町 ○淺井 直堂  
 東山線五條東入 足立 竹藏  
 五條通東山線東入 安達披早吉  
 東洞院高辻上ル 齋藤 儀助

313  
192

蛸薬師堀川角  
市外花園  
東洞院錦下ル杉本龜次郎方  
一條通御前通西  
西洞院御池下ル  
新町佛光寺上ル  
上長者町室町西人  
佛光寺新町東入  
西院字西院  
出水通千本西入上ル大屋町森

坂田 章  
皆川 寛長  
北川 富松  
芝原半次郎  
芝 季一  
清水 良亮  
廣岡 金七  
平田 三郎  
平塚 清一  
豊吉

本誌御通覽ノ上誤謬ノ點及ビ不備ノ點ハ御厚情ヲ以テ御教示ヲ願ヒマス

寄稿を希望す

- 一、種類
- 論說 思想 文藝
  - 漢詩 新詩 和歌
  - 俳句 川柳 民謠
  - 其他
- 一、原稿の採否は一切幹事に一任されたし

大正十五年十二月六日 印刷  
昭和二年三月十五日 發行 (非賣品)

京都市三條通り東洞院西入

編輯兼 發行者 京都參陵會

代表者 一岡平三郎

電話中 三〇三番  
九〇一番  
二二〇八番

京都市中立賣新町角 印刷者 熊木 茂  
京都市四條御旅町末廣小路 印刷所 向陽社印刷所



終

